

平成29年白浜町議会第2回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成29年6月15日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成29年6月15日 9時30分

1. 閉 議 平成29年6月15日 14時50分

1. 散 会 平成29年6月15日 14時50分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	廣 畑 康 雄
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	中 本 敏 也	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成29年第2回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名です。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は、一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

11番南君の一般質問を許可します。南君の質問は一問一答形式です。まず、太陽光発電

の町条例設置をについての質問を許可します。

11番 南君（登壇）

○11 番

それでは、早速質問に入らせていただきます。

太陽光発電の町条例設置をとということで、一般質問させていただきます。

和歌山市の北部で浮上している2カ所のメガソーラー建設計画、災害の危険性が増す可能性があるなどとして反対の動きがございます。業者は県から林地開発の許可がおりれば建設工事に着手する予定だと。県の条例では事業区域が75ヘクタール以上であれば、環境影響評価を実施する必要があると定めていますが、72.5ヘクタールの1カ所は必要なく、1カ所132ヘクタールの許可申請に当たって、地元関係住民の理解を得ることを県が求めるという新聞記事がございました。

最近、白浜の新聞に「あなたの土地を売ってください」という東京の会社のチラシなんですが、そういう折り込みがございました。太陽光発電を用いて、地域のエネルギー源として活用します。雑種地、山林、原野、農地等で、例えばこんな土地を探しています。日照りがよい、300坪程度、道路幅員4メートル程度に接していること。これは売電のためと思いますが、電柱が近くにあること。このような内容で比較的小規模な発電用の土地であると思われる。

まず、お聞きいたします。メガソーラーは別にして、白浜町は小規模太陽光発電の届け出許可等、何ら規制はないのか。隣接の同意も必要ないのか。農地は町外の人、例えばこのような東京の会社の人でも買えるのか。太陽光発電での農地の転用は必要ないのか。また、発電設備の基礎部分を地中深くとか強固にするとか、そういう指導もないのか。まず、この点をお聞きしたいと思います。

○議長 長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま太陽光発電に対するご質問をいただきました。

議員もご承知のように太陽光発電等の再生可能エネルギーは安定供給面、コスト面でさまざまな課題があるものの、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる重要なエネルギー源とされています。また、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されたのを契機にその導入が大きく進んでおり、導入された再生可能エネルギーの9割以上が太陽光発電と言われております。現在、太陽光発電等を設置する場合は、規模や土地の状況にもよりますが、森林法や宅地造成規制法、農地法、和歌山県景観条例等の法律や条例に基づき、それぞれ許可や届け出を行い、規制しているところではありますが、太陽光パネルそのものを直接規制するものではございません。

本年3月には、国において太陽光発電事業者が事業計画において遵守すべき事項や配慮することが望ましい事項を記載した事業計画策定ガイドラインが策定されました。これにより、発電設備を設置しようとする場合、周辺環境の調査や地域との関係構築、設計、施工に伴う安全対策、周辺環境への配慮、維持管理や非常時の対処方法、撤去及び処分に至るまでのガ

イドラインとなっており、関係法令による規制の対象外となる場合であっても、事業開始前に地方公共団体に相談することや必要に応じて地域住民へ事業説明を行うことなどに努め、地域との共生が図れるよう促しているものであります。

議員ご指摘のように、小規模のものにつきましては、基本的には届け出や許可等の規制や近隣の同意等も必要ありません。ただ、国におきまして、ガイドラインが策定されましたので、今後はガイドラインにおける遵守事項に基づき、設計、施工し、適切な維持管理が求められることとなります。

農地の転用につきましては、担当の農林水産課長から答弁申し上げます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

太陽光発電施設の設置に関する農地の規制について説明させていただきます。

まず、町外の人でも農地を買えるのかというご質問でございますが、農地の所有権移転には2種類法的にございます。農地法第3条による所有権移転と5条による転用を伴うものでございます。3条による所有権移転では誰でも買えるということではございません。今後も耕作することを前提としたものですので、通作距離が遠い場合、例えば東京在住の方などは定期的な肥培管理が望めないのが、農地法上は許可ができません。また、一定の要件を満たす農地所有適格化法人でなければ、法人は取得できません。

さらに、下限面積が設定されておりまして、取得しようとする農地を含め、下限面積を上回らなければ取得できません。この下限面積というのは、何平米、何アール以上持っているかということになるんですが、白浜町においては、下限面積を3地域に分けて設定しております。白浜地域は20アール、富田地域は40アール、日置川地域は30アールとなっております。ですから、これ以上持ってないと農地の取得というのはできないというふうな格好になってございます。

それから、さきに述べましたように、3条による所有権移転はあくまで耕作目的の所有権移転ですので、太陽光発電施設の設置が目的の場合は、農業委員会では5条による手続をお願いしてございます。5条による農地転用を伴う所有権移転の場合は町の内外、それから法人、個人を問わず申請できますので、今回、例に挙げていただきました東京の会社ということになれば、こちらの農地転用を伴う所有権移転ということなら可能でございます。農地転用につきましては、所有権移転の有無や面積の大小にかかわらず、農地法上の手続が必要になってまいります。ただし、第1種農地につきましては、基本的に農地転用は不可となるため、太陽パネルの設置はできません。

なお、この第1種農地というのは旧の白浜町というか、温泉街のほうにはこの第1種農地というのはほとんどございませんので、富田のほうのほ場整備がされているところとか、非常に農地の維持上、必要なところ、こういったところが第1種農地になってまいります。

それで、なお、太陽光パネルの下で営農する場合、太陽光パネルを建てたままその下で作物をつくる場合、この場合はただいま申し上げました第1種農地であっても設置は可能でございます。ただ、この場合においても1次転用の手続は必要でございますし、通常の転用と比べても許可条件、さまざま厳しいものがございます。

以上です。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

発電の基礎部分でございましたり、強風に伴う安全管理についてお答えさせていただきます。

国のガイドラインにおきましては、発電設備の破損等に起因する第三者への被害を未然に防ぐため、発電設備の施工や定期的な巡視、点検が重要であると、このようにされてございます。保守点検及び維持管理に係る実施計画を策定することが遵守事項で示されてございます。こうしたことから、ガイドラインに沿った取り組みを進めていただくよう町のほうでも考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

今、農地はそのまま買えんのは当然のことやと思いますけど、何かこのパンフレットだけ見やったら、簡単にいくのかなというのはなかなかそういかないと思いますけども、ちょっと誤解を受けるようなチラシではなかったかと思います。

引き続き質問させていただきます。

5月16日の天声人語なんですけど、これを少し引用させていただきます。その太陽光発電施設はほかと随分趣きが違っていた。パネルは見上げるほどの高さであり、細長くまばらである。地面には十分光が届く設計で、農業ができるという。ガラスのない温室のような気がする。太陽の光を発電灯、農作物で分かち合うソーラーシェアリングと呼ばれる試みが千葉県匝瑳市飯塚地区にある。耕作放棄され、荒れていた土地を生き返らせた。大豆や麦を無農薬で育てている。自然エネルギーと農業の兼業である。こういうふうに書かれています。一方、また太陽光発電の急増には疑問もある。山林を切り崩したり、強力な除草剤を周囲に巻いたり、自然を破壊する。自然エネルギーであるなら、どこかで限界が来る。バブルともブームとも言われていた太陽光発電は正念場を迎えてるかもしれない。このように書かれています。

先日、所用で車で滋賀県のほうへ行ってまいりました。一本道を進んでいったら、一軒家がありました。びっくりしたのはその家の左隣、右隣、そして後ろ側に太陽光発電がびっしりと設置されていたのです。つまり、家の三方が囲まれているのです。この光景を目の当たりにいたしました。帰って、いろいろとパソコン等で調べてみましたら、道を挟んだ前、つまり家の四方を太陽光に囲まれている家もほかの地域ではあるそうです。まさに太陽光パネルで民家包囲です。余っている土地にパネルをたくさん建てて異様な感じですよ。我が家は地獄に変わった。太陽光パネルで熱中症、室温52度にも。反射光で自宅が照らされ、室内が猛烈な暑さになり、クーラーも余りきかず、熱中症にかかったとして、発電施設所有者を相手取り、損害賠償とパネル撤去を求めて提訴した例もございます。せっかく建てた我が家が灼熱地獄に変わったという人もいます。反射光を遮るため、家の周りに大きな木を何本か植えた。ところが、今までなかった虫が大量に発生したり、中にはムカデも出たり、そういう環境変化が起こり、困っている人も多いそうです。このような例で設置者に損害賠償や設備の撤去を求めたりの裁判事例は我が白浜町であるのか、また裁判でなくとも、町へ苦情

が寄せられたことがあるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

設置した後の影響につきましては、全国的にも問題となっている地域があることというのは把握しているところでございます。現在、町内におきまして、中小規模の太陽光発電が設置されてございますが、訴訟という事例はお聞きしてございません。しかし、反射光に対しまして、町のほうへご相談といたしますか、苦情といたしますか、そうした相談が一昨年、27年度に1件受けてございます。当町におきましても、このような問題につきましては、十分注視していく必要があると、このように考えてございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11番

私の家の近くにも一軒家がございます、一軒家ですので、当然、南向きに建っております。その後ろにざっと300、400坪ぐらいの空き地があるんですけども、そこにまた町内の方ですけれども、太陽光発電を設置しようと、そういう話も聞いております。結局、南向きですので、家が南向きということは後ろに太陽光を設置するには当然、南向きますよね。そうしたら、家の裏側からまともに反射光が来て、家が本当に、今、言いましたような感じで、かなりの影響が出てくると思います。その点を踏まえまして、もう一度質問させていただきます。

太陽光パネルは建物でないため、機材設置を規制する法律がありません。特に小規模だったら、そうだと思います。設置が自由であれば、断りなしに設置できます。事前に説明する必要もない。今、答えていただきましたけども、周辺住民と協議もなく、計画を進めて結果、トラブルも出てくるのは当然です。そこで、事前に事業計画の届けを義務づけ、違反した場合には罰金を科したり、条例による規制をしている自治体もあると聞いております。後で、苦情を受けたり、裁判されてからでは遅うございます。先手、先手に行くのが役所の仕事だと思います。我が家の近くに太陽光ができればどうなるか。それぞれ皆さん、自分の立場で考えていただきと思います。人ごとではないのです。町民の方々のことを考え、住みよい町にしていかななくてはなりません。一度できた施設をもとに戻すことはなかなかできません。

ことし3月には太陽光発電の件で経済産業省よりガイドラインが示されています。国や自治体が土地利用のルールを整えることが不可欠です。白浜町も町条例を制定すべき時期に来ているのではないかと思います。この件に関して、町はどういうふうに考えているか、近々設置するとか条例を検討したいとか、そういう考えもございましたら、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

全国的に太陽光パネルの設置に関しまして、個別に条例または要綱等を制定して対応している自治体、地方公共団体もございます。しかしながら、我々の調べるところによりましては、これらは規模が大きい、メガソーラーに対しての規制というふうに存じ上げているとこ

ろでございます。現在において、条例等で規制するという事は考えてございませんが、住民や設置事業者等からの問い合わせのあった場合には国のガイドラインがございますので、それをお示しし、ご理解いただくよう対応してまいりたいと考えてございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

いろいろ難しい点もあると思いますが、せめて小規模でも届け出制とか、あるいは同意をいただけなくとも周囲の方に説明をするという、そういう指導をしていくつもりはございませんか。再度お聞きいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

届け出というのを町のほうで規制するという事になれば、当然、条例になってくると思うんですけども、届け出して、周囲の方々の同意を求めるという事になれば、同意がなければ許可できないというようなことにもなってしまうかと思っておりますので、それにつきましては、国のほうのガイドラインにおきましても、努力義務といいますが、これがなければ、建築できないとか設置できないという形にはなってございませぬので、その辺はガイドラインに沿った対応を求めていきたいとは思ってございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

同意を得る必要はないかもわかりませんが、やっぱり周囲の環境に影響していますので、せめてその説明ぐらいは、同意は要らなくてもそれぐらいの配慮をしていただきたい。町もそういう努力も、業者に対して届けがあったとしたら、そのような方向にできないかと、そういうふうをお願いいたします。

それでは、太陽光発電の町条例設置をについての一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、1点目の太陽光発電の町条例設置をの質問は終わりました。

次に2点目の小学校適正規模及び統廃合についての質問を許可いたします。

11番 南君（登壇）

○11 番

小学校適正規模及び統廃合についてです。

これは以前、検討委員会も設置されましたけども、きょうの質問は主として、旧白浜地域の7つの小学校の件についてお伺いしたいと思います。

ことしの総務省の発表によりますと、全国で子ども1,571万人、15歳未満が36年連続で減少とあります。1950年以降で最低でございます。ピークだった54年、2,988万人のほぼ半数になっております。人口に占める子どもの割合は12.4%で、これも43年連続で低下しています。最も高かった50年、35.4%の3分の1近くまで下がっています。また、2016年度、文部科学省の市区町村調査では、人口減少に伴い小中学校が小規模化するなど、学校規模に課題があると認識している市区町村のうち、統廃合など、

対策の検討を始めたところが2016年度に58%に上った。14年度の46%から12ポイント上がっております。政府の経済財政諮問会議は統廃合などの検討を始める市区町村を18年度には全体の3分の2、20年度には100%にする目標を掲げています。文部科学省は統廃合すべきだということではないが、人口減少に対応した学校づくりのため、主体的に検討してほしいとしています。事例では2校が統合した場合の教職員の平均人数は、小学校では統合前の30.5人から22.6人に減ったと、これは全国平均ですけれども、このような記事が全国紙に載っております。

二、三年前の声の欄に元教員の方が投稿されておりました。学校統廃合、やむを得るときも。学校規模に関して、文科省が自治体向けの手引を公表した。少子化に伴い、統廃合の新基準をあらわしたものだ。これによると、たくさんの学校が閉校に追い込まれ、地域の人々に与える影響も大きい。統廃合に反対する意見もあるが、場合によっては統廃合はやむを得ないと思う。確かに地域に果たす学校の役割は大きい。しかし、無理に存続させることには疑問を持つ。少人数だときめ細かい指導ができるが、反面、体育の授業ではゲーム的な楽しさを取り入れた授業はできないし、音楽では器楽合奏もできない。グループ学習を通じて子どもは成長するが、それもできない。多様な人との触れ合いを通じて成長ができないことは問題だと、そういうふう感じたとあります。現職のとき、最もやりやすいと感じたのは30人学級、2クラスの規模だった。学校にも適正規模があり、それと余りかけ離れた場合は弊害もある。こういう内容でございました。

我が白浜町では平成22年10月に白浜地域学校規模等検討委員会、これは中学校の校長先生やPTAの会長さん、区長さんら24人で構成された委員会ですけれども、当時、委員長は西富田小学校の山中雅巳氏、まさに現教育長でございます。そのときの教育委員会の諮問内容は、白浜地域、いわゆる第一小から椿の小学校までなんですけど、教育環境、人間関係や生活環境、さらに学校経営の面から子どもたちの学習の場として望ましい教育環境である小中学校としての学校規模に関する考え方を諮問しています。平成23年2月の答申によりますと、規模としては小学校では複式とならない6学級から12学級が望ましい。やむなく統廃合、または通学区域の変更をせざるを得ない場合の留意点として、通学距離、交通アクセス等の地理的条件や児童数の推移を重要な要素として検討するとともに、学校、保護者、地域に対し、規模の重要性を十分に説明し、理解を得ながら進める必要があると記されています。そして、規模等についての方針を決定して、具体的な取り組みを進めていきますと、当時の教育委員会が述べております。答申から6年、教育委員会はこの件に関してどのように対処なさったのかをまずお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

今、議員のご質問があったとおり、平成22年度に白浜地域における小中学校の規模等について少子化、過疎化等による児童・生徒数の減少など、学校を取り巻く環境の変化の対応が求められていることから、地域の実情を踏まえながら、子どもたちの学習の場として望ましい教育環境とする学校規模を検討するために、各校の学校長、保護者代表、議会代表、その他関係者により構成した白浜地域学校適正規模検討委員会を設置し、検討を重ね、平成23年2月に答申をいただき、それを踏まえて、教育委員会として基本的な考え方として1学

級当たり、児童・生徒数は小学校10人から20人程度、中学校20人から30人程度、学校規模の範囲は小学校6学級から12学級まで、中学校6学級から18学級までと定めており、それに伴い、学級編制等を実施しています。

また、小学校の配置に当たっては、白浜地域学校検討委員会の答申内容を参考にした取り組みによるものとし、適正規模を満たさない学校については、少人数学級化や少人数指導等を弾力化し、教職員の確保に努め、指導法の努力や工夫、改善を行い、教育環境の充実を図り、取り組んでいるところです。

以上です。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

余り具体的に出てないようなんですけど、椿小学校のことでちょっとお聞きいたします。

まず、旧白浜地域で複式学級になっている椿小学校です。伺います。資料によりますと、第2次ベビーブームのころの昭和51年には児童数が102人、日置川町と合併した新白浜町時代の、白浜町になったときの平成18年は児童数42人、現在29年度は14人となっております。予測では3年後の平成32年には7人に、33年も同じです。7人。34年、3人、35年、5人とされております。平成18年の42人が平成35年には5人。減少率88.1%となっております。これはあくまでも予測ですけれども、ことし、平成29年2月に教育委員会は地元で現状等を説明したとありますが、その内容を聞かせていただきたいと思っております。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

ただいま椿で行った説明会のことについてご質問をいただきました。

平成29年2月28日に椿区3役、学校評議員、椿小学校保護者にお集まりいただき、椿小学校の現状と今後の見通しについて、そのとき、現在の住民基本台帳をもとに児童数、学級数、教職員の配置の推移についてご説明させていただいたところでございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

結局、今のとおり、現状を説明しただけと、そういうふうに私も聞いております。平成26年12月議会で私は小学校の統廃合について質問しています。教育委員会の答えとして、児童・生徒数が何人になれば統廃合するという明確な基準は設けられていないが、学校、地域住民の理解を得ながら慎重に進める必要がある。そのためには各地域の現状や課題、今後の児童・生徒数の推移を的確に把握し、必要に応じて情報を提供し、今後のあり方について協議、検討できる資料を示してまいりたいと。また、学校は地域の熱意で設立され、地域の努力で維持されてきました。その統廃合に関しては、保護者と地域の意思が十分に反映されることが絶対条件であると考えています。

この答えはまさに模範的な答えでございます。しかし、町内の児童数も減少しているのに今まで教育委員会は統廃合の話は出していません。大なたを振るって憎まれるより、厄介な

課題は先送りしたほうが安泰とばかり、安易な先送りばかりしているように見えてなりません。以前の予測では旧白浜地域の小学校は複式学級が2校ふえて、3校となる見込みがあるが、椿小学校は現在、複式なんです。他の2校は白浜第二小学校と富田小学校とされますが、そう予測してよろしいのか。また、この2校は何年度ごろに複式の可能性があるのかをお聞きしたいと思います。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

複式学級につきましては、現在、椿小学校の2、3年生と4年、6年生、それから富田小学校の4、5年生が複式となっております。将来的にはこの2校のほかに第二小学校が複式学級になる可能性がございます。

以上でございます。

○議 長
11番 南君（登壇）

○11 番

そうしたら、今、椿が2、3年と4、6年、富田4、5年が複式学級で、第二小学校は可能性からいうたら、いつごろまた、一時複式というのもあったんですけども、今後、今は解消されているようですけども、また白浜第二小学校はいつごろ複式になる可能性があるんですか。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

現在のところ、平成32年度からなる見込みでございます。

○議 長
11番 南君（登壇）

○11 番

新白浜町合併時の平成18年度の児童数と平成35年度の予測児童数の減少率について伺います。35年度までは予測できると思いますので、35年度ということでお聞きしたいと思います。

白浜第一小学校は18年度には247人が35年度には183人、減少率が25.91%、第二小学校は93人、これは18年度です。それが35年度の予測では52人、減少率44.09%、西富田小学校は18年度は377人が35年度には331人、減少率12.2%。これはあんまり減っておりません。南白浜小学校が18年度、85人が35年度は57人、減少率32.94%。北小が18年度が124人が35年度には62人、減少率50%です。富田小学校が83人が35年度には49人、減少率40.96%、椿が18年度42人が35年度では5人、減少率は88.10%となっております。合計いたしますと、平成18年度の小学校の児童数1,051人が35年度の予測で739人、減少率29.69%、約3割近い減少率が予測されています。

この合併特例債を利用して、旧白浜地域では西富田小学校で約1.7億円、北富田小学校で9億円、第一小学校で1.5億円の工事で改築や新築をしております。この3校は学童保育施

設も校内にあったり、近くにあったりしています。第二小学校の学童は第一へ、南白浜は西小へ、富田小学校は北小の学童保育へ通っています。合併後、児童減少がわかっていながら統廃合の話も教育委員会から出ず、合併して3校も新築した我が白浜町でございます。先ほどの数字のとおり、旧白浜地域全体では18年度の小学校の児童数は、先ほど言いましたように、1,051人が35年度では739人と、ダブりますが、約3割減少予定です。平成35年度の予測で第一小学校、例えば統合という話が出ましても、第一と第二を合わせて、合計235人、西小、南白浜で、これは学童のことも兼ねてなんですけれども、西小、南白浜で合計388人、北小、富田小、椿も合わせても116人と、あくまでもこれは机上の計算ですけども、予測されてます。この数字を考えまして、複式学級もふえる中、教育長はどのように対処するつもりなのか、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

統廃合を検討せざるを得ない場合につきましては、もちろんその通学距離、学校間の距離、交通アクセス等の地理的条件や児童・生徒数の推移を重要な要素として検討するとともに、学校、保護者、地域に対して、規模の重要性を、やっぱり十分説明しながら、保護者、地域的意思を確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

平成22年度の白浜地域学校規模等検討委員会の答申を待つまでもなく、椿小学校は先ほどの話のとおり、既に複式になってますし、また35年度には5人と予想されて、今、どうも教育委員会の現状説明というのは遅いようにも思っているんですけども。そしたら、第一と西富田は比較的まだ町内では規模の大きいほうなんですけども、18年度で見たら、第一と西富田をのけて、5校で平均したら、平成18年度から35年度はこの17年間でほぼ半減する予想なんですよ。先ほどのとおり、西富田とかは減少率は低いんですけど、ほかの5校は際立って多いというんですが、率がほぼ半分になってる。これ、やっぱり抜本的な対策を考えていただきたいと思うんですけど、その点、どうですか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

統合を考えるに当たりましては、答申にも出てますように、人数であるとか学級数であるとか、そういうことももちろん考慮するわけですけども、私はそれに加えて、やはり教員の数であるとか、また統合するに当たって子どもたちの教育環境が逆にマイナスになるような要件はないとか、そういうことも考えながら今後検討していきたい、そういうふうに考えております。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

私は、統合したらマイナスになるという、逆に統合しなかったらマイナスになる場合も結構あると思うんです。その点も考慮していただきたいと思います。

そしたら、最後になりますけれども、人口減少につれ、町内でも過小規模の学校がさらに加速しております。児童・生徒が少ないのは、余り楽しくない、大勢で話し合うことが刺激になる、子どもは子どもの中で育つほうがよい、子どもの目線に立って決めてほしい、いろんな意見も述べられています。この方らは早く統合してほしいという方の意見ですけれども。平成35年度の児童予測では西小、白浜第一小以外の5校で各学年とも10人前後以下になりそうです。担当者や地域の人は学校をなくすことに不満があると思いますけれども、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるためには再編は避けられないと思います。学校のあり方は予算を握る町長と学校設置者の教育委員会が考え、方向性を出して、地元の了解を得るべきだと思います。最も重要なリーダーの役目はまず方向性を決めることです。最後は町長の決断です。町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、議員からご指摘いただきましたように、この少子高齢化の中で、各学校の、特に小学校における少子化というのは、これはもう一部の小学校を除いて、かなり進んでおりますので、これは全国的な傾向なんですけれども、しかしながら、やはり白浜町にとっても規模の大きい、小さい、もちろんありますけれども、やはり統廃合に当たっては慎重に丁寧に、これは地域の皆さん、そしてまた、保護者の皆さん、学校関係者、町だけで、あるいは教育委員会だけで決められるものではございません。これはもう当然のことながら、今までも我々はそこを一番重視して、一般的に、やはり保護者の方はどう考えているのか、あるいは地域の方はどう考えているのかということがよく言われるんですけれども、地域の方々は小学校が消えることに物すごく不安がありまして、統合は反対だと閉校してもらいたくないというのが普通の考え方だと思うんですね。これはどこの地域でもあると思うんです。

ただし、少子化の中で、保護者の方々はこれだけ生徒・児童が少なくなったら、どこかと統合してほしいというふうな意見が多々あることも事実でございます。そのあたりをうまく調整しながら事務局となって、教育委員会が中心になって、統廃合についても慎重に考えていく必要があるかというふうに思っております。

それと同時にやられないといけないのは、やはり人口減少をいかにして歯どめをかけるかということで、これは町全体で考えていかないといけませんので、1つのこれは方向性としましては、定住人口をふやしていく、若い方々に子育て支援をしていただいている方々により住みよい、そしてまた子どもを育てやすい環境をつくっていく、これも1つの方向性であろうと思います。そうすることによって、少しでも人口が減らない、子どもが産まれる、そうすることによっての学校規模が一定の期間維持されるのではないかなというふうに思っております。白浜町はそれができる私は町だというふうに思っておりますので、その辺の多い、少ない、学校の学級数の規模、いろいろとありますけれども、今、言われてる小学校についても、椿小学校は、まだまだ私はこれから人口がふやせるような施策をすることによって、最終的な今の想定数よりもふやす可能性も十分あると思いますので、その辺はまた議員の皆様方のご指導も、いろんなご提案をいただきながらこれから頑張っていきたいというふう

に思っています。

やはり、地域の火を消してはならないというふうには思っております。ことしの3月で閉校になりました市鹿野小学校のこともございますけれども、市鹿野小学校につきましても、いろんなご意見がございました。地域は統合と申しますか、閉校してほしくなかったというのが事実でございます。しかしながら、保護者の中には、やはりここまで人数が減って、児童数が3名になった時点でこれはもうこれ以上は、なかなか学校運営も難しいだろうということで統合を選んでいただいたわけでございます。そういう中でいろいろな難しい点がございまして、今後、町全体としてこれから学校の適正規模、そしてまた学校のあり方、これを私どもが中心になって、皆様方とともに頑張って考えてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議 長

11番 南君（登壇）

○11 番

やはり、いざとなったら、図書館にしても学校にしても身近にあるのには、これはこしたことないですね。地域にとっても必要なのはわかります。そやけど、やはりどうなって言うたら、生徒・児童ファーストというのか、アメリカンファーストではないですけど、生徒・児童の身にもなって、よりよい教育環境をつくっていくためには、統合の方向性というもの出していくのは当然だと思うんですけども、また、今まで私も何回か言いましたけども、例の富田中学校ができたとき、昭和25年、1950年ですけども、このときに重なって悪いんですけども、南富田ほか3村学校組合立富田中学校が開校してるんです。その当時は富田の4つの村が合併しようという、そういう時期でもなかったのに組合立で富田中学校を開校してるんです。それがまさに先見の明なんです。人口増には人口増の対策をとり、人口減には人口減、やっぱり対策をとっていくべきだと思います。そういう先人の知恵を参考にいたしまして、町の教育委員会も一段とはっきりとした、私は統合の方向性を、何も地元は強引に統合せえ、統合せえというわけにはいきませんが、方向性を、やっぱり持って、町が方向性を持って、地元を説得していただけるのも1つの手ではないかと思っております。

これをもって、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、南君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 20 分 再開 10 時 29 分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

9番長野君の一般質問を許可します。長野君の質問は一問一答形式です。まず、日置川の文化財保存、観光資源としての整備活用についての質問を許可します。

9番 長野君（登壇）

○9 番

議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして質問を行います。

その前に、5月9日から11日までの間、総務文教厚生常任委員会の行政視察を行ってきましたので、行政視察の報告をさせていただきたいと思います。

議長よろしいでしょうか。

○議長 長

手短にお願いします。

9番 長野君（登壇）

○9番

それでは、報告させていただきます。

まず、高知県香美市の定住促進についての視察であります。香美市の移住促進事業は平成21年度から着手されたが、当時は相談があれば対応という体制で積極的な誘致は行っていなかったとのことであります。

平成24年度から空き家バンク制度の施行を開始すると移住促進の積極的な誘致を開始し、それに伴い相談件数もふえたそうであります。若い世代が移住するに当たっては、関心があるのは仕事と子育ての環境であるが、香美市ではNPO法人を中心に就業への手伝いや情報提供を行ったり、関連各課への紹介体制がとられていました。また、都心での移住相談会や現地体験ツアーも開催しており、市が持っている環境もあるであろうが、移住まで、そして移住後のフォローアップ体制が確立しているのが若年層の移住実績が伸びている理由だと感じました。

次に、高知県黒潮町の防災施策についての視察であります。黒潮町は町が壊滅する規模の災害、津波が来るといふ内閣府の発表を受け、黒潮町ではすぐに対策に乗り出しました。当初、住民は災害が起こらなうかという諦めの考えを持っている人が多数であったということでもあります。しかし、そのような状況で、行政が率先して住民の意識を諦めないに変化をさせ、対策を講じていったことは賞賛すべき点であると思います。また、黒潮町では2012年から防災対策の取り組みをスタートされており、現在では、住民主導の自主防災組織単位の防災活動に力を入れているようであった。自主防災組織では、世帯ごとの避難ボックスを作成し、その世帯に必要な備蓄品を収納する取り組みや、避難所の運営訓練等も個々に行っているとのことであった。白浜町でもほとんどの地区で自主防災組織を結成し、活動していると聞いているが、黒潮町では、災害のことを住民一人一人が真剣に考え、取り組みを行っているとのことであった。防災対策は行政だけでは成り立たないのが事実であります。地域、行政、関係機関等全てが力を合わせて取り組んでいかなければならない大きな課題であります。

防災先進地は既に、どうやって逃げるのではなく、次の段階の逃げた後どうするかに話し合いは移行しています。避難訓練にしても、単に避難所へ逃げるだけではなく、災害時に訓練以上のことはできないという考えを持ち、全町一斉夜間訓練等、いろんなことを想定した実践的な訓練を行っています。いつ災害が起こるかかわからない状況において、どうやって逃げるかを考えているようではもう遅いかもしれません。白浜町でも早急に取り組みを進めていくことが求められると思います。

次に、兵庫県洲本市、バイオマス施策についての視察であります。洲本市のバイオマス事業の取り組みの中心となっている菜の花・ひまわりエコプロジェクトは平成14年ごろから始まり、十数年たった今でも取り組みが拡大しており、農業、観光、雇用、環境教育等、

さまざまな分野に効果が波及していました。特に農業の面では、耕作放棄地となっている田畑を再生することで管理の必要もなくなり、高齢の農家にとっては負担も少ないので、好評であるとのことであった。

ただ、市の担当者は、やみくもにプロジェクトを推進するのは、特産物であるタマネギや主食となる水稻の生産農家の数を減らすことにもつながると懸念を示していました。白浜町でも高齢化、担い手不足等の影響で耕作放棄となっている田畑も少なくない。現在頑張っている農家の支援ももちろん重要であるが、活用が見込めない耕作放棄地等にこのような取り組みを採用すれば、景観保全にもなるし、ある程度まとまった規模での栽培を行うと観光材料にもなると思うので、一度検討してみてもはどうだろうか。その取り組みが洲本市のように住民に受け入れられてくると、バイオマス事業に波及してくるのではないかと思います。

以上、簡単ではありますが、総務文教厚生常任委員会の行政視察の報告といたします。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、質問事項1、日置川の文化財保存、観光資源としての整備活用についてお伺いいたします。

その1点目、安宅氏由来の史跡について、進入路の整備や山城跡の保存、国文化財指定に向けた今後の取り組みとあわせて観光資源として、整備活用を考えてみてはどうだろうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

長野議員から日置川の文化財保存、観光資源としての整備活用について、ご質問をいただきました。

日置川流域には安居村暗渠と水路、小山肆成顕彰公園、安宅荘中世城館群等の文化財が存在しており、教育委員会としましては、文化財保護の観点より保全、整備に取り組むことにより、結果、地域の魅力づくり、白浜町の観光資源になるものと考えております。

現状及び取り組み等につきましては、教育次長よりご説明させていただきます。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

安宅氏由来の史跡について、ご説明いたします。

安宅荘中世城館群は中世に熊野水軍として活躍した安宅氏が築いた8カ所の城館を指します。教育委員会としましては、平成14年度より城館の内容把握を目的とした調査やその調査成果を広く公開、活用するシンポジウムを実施しております。また、近年では調査だけでなく、地域との協力の中で城館の保全を進めています。例えば、城館群の1つの土井城跡では民泊で日置川地域を訪れた中学生のボランティア活動によります登り口の整備などが行われております。平地居館である安宅本城跡については、これまでの発掘調査成果では範囲を確定することが困難であるため、平成29年度において、地下レーダー探査の実施を予定しており、引き続き、国史跡指定に向けた基礎資料の蓄積等を行ってまいりたいと思っております。

ます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

地域の皆さんの協力が一番であると思います。引き続き、文化財保護、保全、整備に取り組んでいただきたいと思います。これで、1点目の質問を終わります。

続きまして、2点目の安居用水路の整備、今までの取り組み状況と地元水利組合の考えを含めた今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

安居用水路に対する整備と今後の取り組みについてご質問いただきました。

安居用水路につきましては、平成25年4月に安居寺山水利組合より向平橋下流の頭首工より用水暗渠の取水口までの導水路の対策をするよう、要望書が提出されました。その後、県及び地元水利組合と協議を進めてきましたが、対策には莫大な事業費を要し、多くの地元負担をしなければならないこと、その後も毎年のメンテナンスに多額の費用を要することが見込まれることから、農業用施設として維持していくことは難しいとの判断をされたところでございます。

詳細につきましては、担当の農林水産課長から説明させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

平成25年の要望書が提出されてからの取り組みにつきまして、説明させていただきます。

まず、要望書の提出を受けまして、県農業農村整備課、振興局の農地課、農地管理課、町の建設課、それと日置川事務所と私たち農林水産課も含めて協議を行いました。その際、県単事業を活用しまして、堆積土砂の移動させる工法、この堆積土砂というのは取水口までの河川の部分にもともと水路といいますか、そういった道がありまして、結局、そこが土砂で堆積しているのです、使えなくなっているというふうなことがございましたので、その堆積土砂を移動させる工法により対応することをまず検討させていただきました。

そして、その年の9月に向平区・安居寺山水利組合と協議をさせていただき、向平区に復旧工事の理解を得られるための協議を行い、測量を行うこと、それから施工法について再度説明を皆様方に行うことで了承を得まして、翌月の10月に要望書に対する回答をお伝えさせていただきました。そして、その翌年、平成26年5月に概算費用を算出したのですが、振興局の農地課との協議の中で、再被災のことを考慮すると数年ごとに河道整備をする必要があるのです、これと今のこのやり方がこの河道整備ということになってくるんですけど、別にポンプを設置した場合と経済比較をしておいたほうがよいのではないかと、その必要があるというようなことの指示を受けました。それを受けまして、水利組合長と河川の整備につきまして協議をしたところ、町から提案した砂利の盛り土だけの工法では、やはりダム放流等の増水で、またもとに戻ってしまうと、そのように思うので、水利組合としてもまとまらないというふうな検討をいただきました。これは県の指摘がまさにそのとおりということ

になるのではないかと思います。その後、さらに別の工法も検討していったのですが、さらに高額の事業費が見込まれたため、平成26年8月に地元として計画を受け入れることができないのなら、ポンプ等の代替案もあるよというふうなことを提示させていただき、地元としてどのように判断されますかというふうなことのお願いをさせていただいたところでした。ただ、ポンプにつきましても、やはり多額の負担のお願いをしましてになりますから、地元の負担をお願いしなければならないので、やはりこの負担金の問題が課題となって、地元としてもなかなか方針の決定ができなかったわけですが、ようやくことし4月の地元水利組合の総会において、ポンプで営農していくことをご判断いただいたところをごいまして、現在、その方面で事務のほうも進めさせていただいております。

したがって、現状の河川の状態、このようなものも考慮しますと、今後、農業用施設として維持していくということは困難であるというふうに考えてございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

答弁をいただきました。これで、2点目の質問を終わります。

続きまして、3点目の質問をさせていただきます。

先日、担当者の皆さんと安居用水路、中嶋前寺山と、安居暗渠取り入れ口、神宮寺の現地に行ってみりました。少しではありますが、暗渠の中へも入ってきました。江戸時代後期、日置川の中流、安居村の人々は目前に豊かな水がありながら、川底が低いために村の田に水を引くことができないでいました。安居村庄屋、鈴木七衛門重秋は遠く離れた金比羅山麓に暗渠をくりぬき、かんがい用水路をつくるしかないと考え、村民に協力を求めました。寛政10年、1799年、幕府の許可があり、工事が始まりました。しかし、岩盤が予想以上にかたく、工事はおくれ、費用がかさみ、ついに村の準備金は底を尽きました。重秋は私財を投じ、さらに借財も重ねたが、工費は不足し、死罪を覚悟で年貢米を無断借用して工事費に充てました。やがて工事完成のめどが立ったとき、重秋は覚悟を決め、工事の遅延と年貢米拝借の罪を認めて、紀州藩に自首をしました。第10代藩主徳川治宝は、村のため藩のためおのれを捨てた行為は大変立派であるとして、金銀を与え、工事進捗を励ましました。着工から6年後の文化2年、1805年、水路は完成しました。残念ながら現在では使うことができなくなっております。

先ほどの答弁にもありましたが、本年4月の地元水利組合の総会において、ポンプで営農していくということを判断していただきましたとのことでもあります。今後、農業施設として維持していくことは困難であるとのことでもあります。

そこで、お伺いをいたします。農業施設として維持していくのは困難ではありますが、鈴木七衛門重秋を後世に語り継ぐために用水路の環境整備をし、観光資源として考えてはどうでしょうか。町長にお伺いをいたします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

鈴木七衛門重秋を後世に語り継ぐための環境整備等についてご説明させていただきます。

安居村暗渠と水路は、江戸時代に当村の庄屋であった鈴木七衛門重秋により掘削されまし

た。途中工事の中断を余儀なくされながら、6年もの歳月を経て完成された暗渠と水路は水不足に困っていた安居村の村民を救いました。十分な資材がなかったようであろう江戸時代にかたい岩盤を掘り進めるには非常に多くの労苦が伴ったことが容易に想像できるところでございます。この暗渠と水路は江戸時代から現在まで利用されておりましたが、先ほど農林水産課長の説明にもありましたように、現在では使うことができなくなっており、このことについては非常に残念ではありますが、これまで直接見るができなかった暗渠が今、見える状態となっております。現在、白浜町指定文化財となっておりますが、和歌山県指定文化財にランクアップされるよう調査研究を進めるとともに、和歌山県教育委員会との指定に向けた協議を現在行っているところです。

同時に県道沿いの暗渠碑から暗渠までの案内看板等の整備も含め、今後も保全等に取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。教育委員会といたしましては、文化財の保全活動等を通じて地域の魅力づくりの一助となればと、そういうふうに考えております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

長野議員のおっしゃるように、日置川地域には安居村暗渠と水路、安宅荘中世城館群、ほかにも小山肆成顕彰公園など、貴重な文化財がございます。こうした文化財は地域の歴史、文化に触れる有力な観光資源であり、これらを活用することにより、地域の活性化につながると考えています。白浜町全体を見ましても、国、県、町の指定文化財が数多くあり、町といたしましては、このような貴重な財産をいかにして守り、活用しながら後世に伝えていくかが重要な課題であります。今後も教育委員会と連携しながら観光資源として、より効果的な活用策を検討してまいりたいと考えております。

○議 長

9番 長野君(登壇)

○9 番

地域の歴史、文化に触れるのは、地域の貴重な観光資源であり、財産でございます。これらを活用して、地域の活性化につなげていただきたいと思います。

これで、日置川の文化財保存、観光資源としての整備活用についての質問を終わります。

○議 長

以上で、1点目の日置川の文化財保存、観光資源としての整備活用についての質問は終わりました。

次に2点目の防災・減災対策についての質問を許可いたします。

9番 長野君(登壇)

○9 番

それでは、質問事項2、防災・減災対策についてお尋ねいたします。

その1点目、白浜町の南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域等についてお伺いいたします。

和歌山県が2014年、平成26年10月26日に発表した津波から住民の命を救い、被害を軽減するため、津波から逃げ切る支援対策プログラムとして津波避難困難地域の解消のための対策が策定されました。白浜町では東海・東南海・南海3連動地震では、津波避難困

難地域は抽出されておりましたが、南海トラフ巨大地震では津波避難困難地域が抽出されております。昨年4月の熊本地震では家屋の倒壊などで多くの犠牲者を出して、住む家を失った大勢の被災者の方が今なお不自由な避難生活を余儀なくされています。

今後、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震では非常に激しい揺れとその後に押し寄せる津波によって、甚大な被害の発生が想定されています。白浜町では最大16メートル、平均10メートルの私の住んでいる椿地区周辺では6分で5メートル、15分で10メートル以上の大津波が押し寄せるとされております。災害はいつ、どこで発生するかわかりません。避けることは非常に難しいのが現実であります。しかし、私たちは災害を完全に避けることは難しくても被害を最小限に抑えるために常日ごろから、もしもを想定した心構えと準備をしておかなければなりません。

そこで、お伺いをいたします。白浜町の津波避難困難地域は何地区あるのでしょうか。自治会名で答弁を求めます。また、自治会の対象人数は何人でしょうか、お伺いいたします。この発表を聞いて、町長はどのように感じたのか、あわせてお伺いをいたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ご質問の南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域は、瀬戸地区、東白浜地区、才野地区、中・栄地区、富田地区、富田袋地区、椿地区、市江地区、笠甫地区、志原地区、日置大古地区、以上11地区、18自治会となります。対象人数は、人口でございますけれども、上記の地区のうち、1,800人となっております。つまり、巨大地震が発生すると、この11地区の1,800人は津波から逃れられないことを意味しております。大変多い数だと認識をしております。東海・東南海・南海の3連動地震が起きる確率は今後30年以内で60%から70%とされております。それに対しまして、南海トラフ巨大地震につきましては、千年から万年に1回発生するかもしれないかの確率と言われてございますが、可能な限りの対策を講じる必要があると考えております。まずは、避難困難地域の自治会との懇談を通じて、情報の共有と意見交換を行い、何より重要な地域住民の命と財産を守る対策を講じたいと思います。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

対象地域は11地区、18自治会、1,800人の人は津波から逃げられないのであります。住民の生命、財産を守るのは町として当然のことです。最後の項に、町長にどのような対策等を講じていくのか、お伺いいたしますので、これで1点目の質問を終わります。

続きまして、2点目の津波避難対策検討ワークショップとはどのような組織なのか。今までに何回開催され、どのような協議をされたのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま、津波避難対策検討ワークショップにつきまして、ご質問をいただきました。

このワークショップは行政、住民、関係機関が一体となって、南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域における津波避難対策を検討し、津波による人的被害の軽減、これを目的とした協議をする組織でございまして、白浜町担当防災、そして自治会及び自主防災組織、白浜警察署、白浜町消防本部、その中に和歌山県がオブザーバーとして参画していただいている組織でございます。

平成27年3月に津波避難対策検討ワークショップを立ち上げまして、同年の4月16日から27日にかけて、5つのブロックに分けて、ワークショップを開催してございます。津波避難困難地域の説明と解消に向けての方向性、このような中身をご説明させていただいたところでございます。津波避難対策検討ワークショップにつきましては、その後、協議の場は持っていない状況でございます。これは地域により避難対策がそれぞれ異なるためでございます。昨年度におきましては、各自治会でありましたり、自主防災組織ごとに避難経路の確認や避難にかかる時間などをご協力いただきながら計測し、それぞれの地域の対策案を協議させていただいたところでございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

行政、住民、関係機関が一体となって、南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域における津波避難対策を検討し、津波による人的被害の軽減を目的とした協議をする場でありませう。何回も申しますが、早急に対策を協議していただきたいと思ひます。これで、2点目の質問を終わります。

続きまして、3点目の避難路の詳細な設定、周知及び早期避難の徹底、あわせて津波避難ビルの指定について対策はどのようにされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

避難場所、避難路につきましては、特に津波避難困難地域の解消に向けまして、地元自治会や自主防災組織の皆様方と協議をさせていただいたところでございます。また、防災訓練を定期的に繰り返し実施することによりまして、避難経路の周知でありましたり、また確認、また早期に避難の徹底ができるものと考えてございます。津波避難ビルの指定につきましては、現在5件の施設のご協力をいただき、協定を結んでございます。避難困難地域において避難する高台がない場合には、当町よりその施設に協定の依頼を申し上げまして、施設の理解を得て、協定の調印に至っているところでございます。その施設の周知につきましては、現在のところは津波ハザードマップ、この中に避難ビル指定をさせていただいておりますので、そのことにより、周辺住民の方々には周知を図っているところでございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

いざというときに慌てずに避難できるよう、まずは備えと訓練が大切だと思ひます。これで、3点目の質問を終わります。

続きまして、4点目の津波避難困難地域の避難路等の事業についてお伺ひいたします。

先ほども申しましたが、平成26年10月26日に発表した津波から住民の命を救い、被害を軽減するため、津波から逃げ切る対策プログラムとして、津波避難困難地域の解消のための対策が策定されてから2年7カ月が過ぎました。昨年12月の議会で質問をさせていただきましたが、直接的に津波避難困難地域の解消となるもの、避難路等の事業実施については町で取り組むことであったが、県の補助金を活用し、地元との協議もあろうかと思いますが、整備できる環境が整っている地区から早急に取り組むべきではないでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員のご指摘のとおり、津波避難困難地域、これを津波から逃げ切る対策、これにつきましては、町が取り組む事業として位置づけてございます。町としての対応できるものにつきましては、当然、地元とさまざまなご協議をさせていただいておりますが、町のお示ししておる対策と地元が要望されている対策、この部分に少し違う部分もありますので、そういう部分を早急に地元と町とで協議を詰めさせていただきまして、双方、対策が講じられるということが決まったところにつきましては、早急に対応を進めたいと思います。そのためには単費ではなかなか難しい部分もございますので、国県補助などを模索しながら、決まったところは速やかに対応していきたいと思っております。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

災害はいつ、どこで起こるかわかりません。避難路等の整備については、答弁にもございましたが、早急に対策を講じていただきたいと思います。これで、4点目の質問を終わります。

続きまして、5点目、南海トラフ巨大地震に備え、夜間や休日でも解錠し、素早く施設内の内部や屋上に入れるよう、震度5以上の揺れを感知すると自動的に解錠し、避難所の鍵が自動で取り出せる震度感知式鍵ボックスを導入している市町村がございます。現在、新宮市、美浜町、和歌山市が導入済みと聞いております。白浜町では避難所の鍵の保管は誰がしているのでしょうか。万が一の場合、担当者が避難所に到着できない場合も考えられるので、予算措置もあろうかと思いますが、ぜひ震度感知式鍵ボックスの導入を含めた対策を検討してはどうでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

避難所の鍵の保管につきましては、町と施設の管理者の方々に保管してございます。議員よりご提案をいただきました震度感知式鍵ボックスにつきましては、地震が発生し、職員がいち早く鍵を持って避難所に駆けつけるということが出来るかどうか分からない中で、このボックスを備えておれば、避難してきた人が円滑に避難場所を解錠できるという考えでございます。これにつきましては、避難所の鍵の保管の中で常に課題となる部分でございまして、

我々の調べによりますと、議員がおっしゃられました和歌山市、新宮市、美浜町、こちらは県の補助金をいただいて整備しておるということをお聞きしておりますので、県の補助金をいただけるということですから、一気にとはいきませんが、それぞれ有効に利用しながらできるところから進めたいと、このように考えてございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

鍵のボックスは震度5以上の揺れを感知した際に自動的に解錠されるので、施設管理者がいない場合でも避難施設に避難ができます。わかやま防災力パワーアップ補助金を活用して、できるところから早急に取り組んでいただきたいと思います。これで、5点目の質問を終わります。

続きまして、6点目、現在、被害調査等はどのように行われているのか。災害時における無人航空機、ドローンの運用に関する協定が結ばれたとマスコミ報道がされていましたが、どのような内容で結ばれたのか。また、今後、この協定の締結でどのような効果が期待されるのか、当局の答弁を願います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

現在、被害調査につきましては、役場職員が巡回して、時には地域の区長さんや町内会長さんのお手伝いもいただきながら、被害の有無につきまして、目視によりまして状況を確認しているところでございます。ドローンの協定ですけれども、協定の内容につきましては、災害発生時において、町が要請した場合にドローンと操縦士さんを派遣していただきまして、被害調査を実施することとしてございます。2次被害の危険性のあるようなところで、人が立ち入るときに危険な場所、そうした場合において情報の収集が可能ということの大きな期待がございまして。また、土砂崩れなどが発生して孤立する地域においても、ドローンによりまして、上空からの災害の規模、そうしたものでありまじたり、復興するための計画を立てるときに情報として大きく期待されているところでございます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

次に、町はドローンを購入する予定はあるのか。また、町職員のドローンの操縦士の免許の取得や講習の受講について予定はしているのか、お伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ドローンの分野は現在も日々進化してございまして、技術開発による性能の強化が図られて、情報の収集だけでなく、孤立地域の食料品、また医療品といえますか、医薬品、そして通信機器の搬送等、今後の可能性が大きく期待されているところでございます。災害時の連携や体制等、詳細につきましては、今後クオリティソフトさんと協定を組ませていただきましたので、細かな部分につきましては、会社と定めていくこととしているところでござい

ます。

町が、そういったことから、災害ではないんですが、ドローンの購入につきまして、今年度広報用として1台購入を予定してございまして、もう既に発注を済ませている手続に入っておりますので、直近に購入するということになってございます。

あと、操縦士の免許につきまして、これにつきましては、まだ制度の中では義務化されておりませんが、民間のいろんな指導、勉強会というものがございまして、安全な操縦やら知識の習得のために職員が1名、そういう民間の認可をいただいて取得をしております。災害時の使用も想定されますので、費用はかかるんですが、そういう操作をできる職員の免許取得、この数をふやしていきたいと、このように思っております。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

ドローンの購入の効果として、安心、安全なまちづくりの一環として、災害時の情報収集や支援物資の輸送、人命救助等で防災力の強化が図れるとのこと。ドローンに詳しい徳島大学の三輪昌史准教授は、ドローンは空から有害鳥獣を確認し、自動飛行も可能であり、鳥獣対策としても有効だろうと申しております。また、観光分野での取り組みにも期待ができますので、人材の育成や技術向上に努めていただきたいと思います。

続きまして、7点目、再度、町長の防災・減災対策の取り組みについてお伺いいたします。

昨年4月の熊本地震、10月の鳥取中部地震など、全国各地で大きな地震が発生しました。また、台風や集中豪雨による大規模災害に備えて、我が白浜町も災害対策の取り組みが喫緊の課題であると思います。防災対策は常日ごろから町民一人一人が万全の備えをしていくことが非常に大切であります。防災先進地では常に避難後の協議を行っています。被害想定を踏まえ、防災・減災対策を講じることにより、災害を最小限にするとともに、全ての町民の命を守り、死者ゼロを目指す対策を早急に進めなくてはならないと思いますが、再度町長の防災・減災対策の取り組みについてお伺いをいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

町の取り組みといたしましては、東日本大震災以前からの取り組みを含めまして、津波避難対策、住民への情報伝達手段の整備、避難所機能の強化、自助、共助の推進を中心に事業を実施してきたところでございますが、中でも、やはり津波避難困難地域の避難対策は喫緊の課題でありますので、できる限り早く、対策に早急に着手してまいりたいと考えております。いろんな地区からの要望というもでございます。具体的に言いますと、避難路の整備だったり、避難路の拡幅だったり、そういったご要望もございまして、津波避難タワーの建設といったこともございまして、そういった中で、どの地域でこういった対策が必要なのかということをもう一度、やはり再度確認した上で、整理した上で、今後、ハードとソフトの両面から安心、安全なまちづくり、住民の安心、安全に取り組んでまいりたいと考えておりますので、また議員の皆様方のご協力、ご尽力のほどをお願い申し上げます。

○議 長

9番 長野君（登壇）

○9 番

できる対策は早急に着手するとのことでありますが、答弁にもありましたが、白浜町の津波避難困難地域は11地区であり、対象人数は、瀬戸地区で85人、東白浜地区で78人、才野地区で100人、中・栄地区で467人、富田地区で439人、富田袋地区で12人、椿地区で149人、市江地区60人、笠浦地区4人、志原地区13人、日置大古地区で393人、合計1,800人です。大変な被害人数です。住民の命、財産を守るのは町として当然のことであり、安心、安全が白浜町の最高のおもてなしであると思います。本当に待たなしの対策であると思います。行政は住民を災いなき地に置き、災いの前に逃がす、住民は疑わしきを察し、災いの前に逃れる。私は防災の本質は要望にあると考えます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11時17分 再開 13時00分)

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日は12番玉置議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思います。

なお、あすの開会時間は午前9時30分ですので、よろしくをお願いします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

引き続きまして、一般質問を許可します。

7番廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は一問一答形式です。まず、公衆トイレの改修・水洗化についての質問を許可します。

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。

公衆トイレの改修・水洗化についてということで、お尋ねをします。

水洗化の現状はどうかということでもあります。町は県とともにデスティネーションキャンペーンや高野山開創1200年キャンペーン、また和歌山国体までにお客様をお迎えするために特に力を入れまして、観光地の公衆トイレ、この改修が行われました。塩津山のトイレの設置やJR紀伊富田駅などもその取り組みの1つでありますけれども、ここ数年来、力を入れて改修、改善してきた、このように思います。そのような中、町内のそのほかの公衆トイレ、どのようになっていますか。現状はどうでしょうか。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ただいま廣畑議員から公衆トイレの改修についてのご質問をいただきました。

現在、町の公衆便所条例に定められているトイレは21カ所でございます。和歌山県の観光施設整備補助金の交付を受け、平成25年度には江津良浜公衆トイレを改築、平成26年度には臨海浦公衆トイレを改築し、また白良浜北公衆便所等の改修を行ったところであります。観光の町として、観光客の来られる場所にあるトイレを整備、改善していくことは必要であると考えます。

水洗化等につきましては、担当課長から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

水洗化の現状についてご質問をいただきました。

条例に定められている21カ所のトイレのうち、水洗化できているのは19カ所で、残り2カ所が非水洗となっています。

以上です。

○議長

7番 廣畑君（登壇）

○7番

19カ所が水洗化されてあるよということでもあります。残り2カ所は非水洗ですということでもあります。そのような県などの支援も受けた取り組み、残された公衆トイレについての改修予定についてどうでしょうか。風光明媚な白浜町、特に海岸線には観光スポットではないところにも地元の皆さん、この地方の皆さん、日常、非日常にかかわりなく釣りを楽しむ方々、波乗りを楽しむ方々、そして健康を維持し、歩いたり走ったりしている方々などが多くおられます。

このようなこともありました。早朝、犬の散歩をしていますと、防波堤に大便がしてありました。あるいはまた、バスのガイドさんがトイレを貸してほしいとやってきたこともありました。私だけでもこうした体験が幾つかあります。先日、以下のようなことを体験しました。近郷近在の小学校の遠足がありました。春の遠足であります。いつもその前に教職員が下見をして、掃除をする。ヤブカを退治する。蚊のスプレーを何本も使う。こうして、くみ取りのトイレを利用しておるわけであります。中地区の外れにあるトイレであります。大昔の便槽の中が大きく見えるトイレであります。農家の我が家ではもう40年ほど前に廃棄、改修いたしました。

さて、この大便槽の公衆トイレ、お聞きしますと、清掃には1週間に1回巡回していただいております。清掃してから、すぐに利用したのだと思いますけれども、便器やコンクリートに便がかたく、乾いて、こびりついている。週1回だと、このようになると思います。私どもが子どものころにはこのようなトイレもなく、木陰や岩陰にそのまま平気で行っていましたが、昨今の衛生思想の普及、マナー精神や市民道徳の高揚、社会情勢の進捗と相まって、こうした行為がなくなりました。子どもたちの楽しい遠足がトイレのことを考えると楽しくなくなる。また、風光明媚なところで心置きなく、楽しく過ごしていただける、そ

うした条件整備をしていただきたいと思います、どうでしょうか。お尋ねをいたします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

県の取り組みで新設、改修したトイレは公衆便所条例に定められていない各施設のトイレを含め、24カ所ではありますが、その全てを改修したものではありません。軽微な修繕等はその都度行っていますが、大きな改修等には多額の費用が必要となりますので、計画的に今後の改修を検討していきたいと考えています。

また、中浜のトイレを例にして、議員が言われた部分につきましては、維持管理は観光課のほうで行い、週に1回、清掃は生活環境課のほうで行っています。町内の公衆トイレは数多く、なかなか掃除の回数をふやすことは難しいと考えますが、可能な限り対応をしていきたいと思います。特に遠足などで利用するシーズンはわかりますので、そのあたりで清掃の回数をふやせないか、生活環境課とも協議をしたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

やはり、計画的にこうした古いトイレは改修していただきたいと。今、遠い将来ではなしに、やはりぜひお願いしたいなと思います。水洗化改修が必要なトイレとして、中地区の海岸べりの外れのトイレもありますし、それから富田の対の浦のトイレ、このトイレについても、どうでしょうか。特に中地区のトイレは、今、課長から答弁がありましたけれども、実際に行っていただいて、いろいろ見聞されたと思いますが、薄暗くて、木々が茂った環境のもと、じめじめしたガラス窓も壊され、電灯もありません。こうした環境のもとではなしに、位置も含めて、安心して利用できる場所に設置していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。このことについてお尋ねをします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘の中浜と対の浦のトイレが2カ所ある非水洗のトイレであります。観光課で現場を確認し、議員からご指摘のとおり状況でありました。現状のものを新たに建てかえることは費用面からも困難であると思いますが、現状のトイレでは利用しにくいことも当然であり、早急に電気設備、衛生的な面からの改善を検討したいと思います。その上で、水洗化の改修もできればと考えているところです。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

課長から前向きなご答弁をいただきました。やはり、春の遠足の時期、あるいは秋のそうした気候のよいときに海岸線でいろんなことを楽しむ町民やとか町外の方々の、やっぱり生理的な欲求というのはありますし、どうしても私たちは昔の考えしかないわけですけども、そうしたことが若い人たちにはようしない、できない、そういう市民道徳が育っております。

そうした方々を、やはりきちんと生理的な欲求を満たせるような、そういう場所というのはおのずときちんと整備をせなあかんと思いますので、今の課長の答弁の中で、やはりぜひ進めていただきたいと思います。そのことを要望しまして、指摘をしまして、このトイレの水洗化等についての質問は終わります。

○議 長

以上で、1点目の公衆トイレの改修、水洗化についての質問は終わりました。

次に2点目の子育て支援についての質問を許可します。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

それでは、2つ目の子育て支援についてお尋ねします。

このことにつきましては、昨年12月議会、またことしの3月議会と、同僚議員が子どもの貧困に絡んで質問をしております。そうした質問、それから答弁を踏まえてお尋ねをいたします。

白浜町は子育て支援については、さまざまな施策が講じられてまいりました。ご存じのように中学校給食の実施、そしてまた井澗町政もそれまでの子どもの医療費無料化の学年を一気に中学校卒業までの生徒に拡大して取り組みを進めてきました。このことは子ども当人だけではなく、今日の社会状況、雇用状況の中、保護者にとっても大変価値ある施策だと考えます。こうした今日的意義ある子育て支援施策について、子どもや保護者の気持ちにどう寄り添っていくのか。要保護、準要保護家庭への支援についてお尋ねをします。

昨年12月議会の同僚議員の一般質問の答弁では、町内の児童・生徒数は小学生953名、中学生488名と報告がありました。そのうち要保護、準要保護の児童・生徒の人数と割合は小学生80名、8.39%、中学生が50名、10.24%となっており、児童・生徒の全体では1,441名に対し、要保護、準要保護の児童・生徒の合計は130名、9.02%となっています。この人数は余り変わらないと思いますが、今年度はどのようになっていますか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

廣畑議員より、子育て支援、とりわけ要保護、準要保護家庭への支援についてご質問をいただきました。

白浜町では教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるようにするため、経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対して学用品費、学校給食費、修学旅行費等の就学援助を行っております。教育委員会としましても、児童・生徒の就学が経済的な理由等により左右されることがないように取り組んでいるところでございます。

要保護、準要保護の詳細につきましては、教育次長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

要保護、準要保護の児童・生徒の人数と割合についてお尋ねいただいた点ですが、平成29年6月1日現在で町内小中学校の児童・生徒数は小学校978名、中学校438名で、合計1,416名が在籍しております。そのうち要保護として認定されている児童・生徒数は、小学生12名、中学生3名の合計15名です。また、準要保護として認定されている児童・生徒数は、小学生63名、中学生48名の合計111名となっております。要保護、準要保護を合わせた小学生の人数は75名で、割合は7.67%、中学生の人数は51名で、割合は11.64%となっております。小中学校を合わせた児童・生徒総数1,416名に対しまして、要保護、準要保護の児童・生徒の合計は126名、割合は8.90%となっております。

ご質問の中でおっしゃられた平成28年11月1日現在の数字と比較しまして、要保護、準要保護の児童・生徒数は4名減少しておりますが、児童・生徒総数も25名減少しているため、全体に対する割合は0.12%の減少となり、ほぼ変わらない割合となっております。

以上です。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

今、割合をお尋ねしました。ほぼ変わらないよと、私もそのように思っておるわけでありませう。今回、お尋ねしたいことは以前提起されていた準要保護の認定基準等ですが、今般、平成29年3月31日付で文部科学省初等中等教育局長名で平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についてという通知が各都道府県教育長宛てに発せられています。それによりますと、新入学児童・生徒の学用品等の予算単価等の見直しを行ったとのこと。また、小学校等について、入学する年度の開始前に支給した新入学児童・生徒学用品費等を国庫補助対象にできるように、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部を改正し、小学生になる前の年度で支給できるようにしたとのことですが、間違いありませんか。なければ、こうした改正に準じて、準要保護の基準の改定、補助金額の改定が早急にされるべきと思いますが、以前答弁されていた改定の必要な時期ではないでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

廣畑議員から文部科学省の要保護世帯への新入学児童・生徒学用品等の引き上げに伴い、準要保護世帯については、どうするのかというご質問をいただきました。

文部科学省では入学前にランドセル代や制服代などの費用として支給される新入学児童・生徒学用品費等について、支給額が実際に必要となる額に対して不十分ではないかとの指摘を受けて、平成29年度から増額改定するとの通知がございました。これにより、新入学児童・生徒学用品費等については、小中学校ともに約2倍の金額に引き上げられることとなります。

また、要保護世帯への新入学学用品費の入学前の前倒し支給については、今まで中学入学前の児童は補助対象となっておりましたが、小学校へ入学前の子どもは補助の対象外となっております。平成29年度より小学校入学前の前年度に支給を行った場合は、前年度に国

庫補助金の交付申請が可能となる改正が行われた旨の通知がございました。教育委員会としましては、このことについて、国の改正にあわせて、新入学学用品費の国の基準への引き上げ、それから中学生入学前に新入学学用品費の前倒し支給に伴う必要額について予算の確保に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

新入生の就学援助費の前倒し支給についてお尋ねします。

国の要保護児童・生徒への学用品費等が中学生だけではなく、小学校就学前の幼児に対して、就学予定者の保護者に準備できるように改正されましたけれども、それにのっとなって、準要保護の子どもたちにも支給ができますか。申請に当たっては、前々年度の所得証明、これの添付で認めていけばいいのではないのでしょうか。この点、どうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

廣畑議員から新入学学用品費の支給時期の前倒しについてのご質問をいただきました。

平成28年第4回定例会、それから平成29年第1回定例会での一般質問でも同様のご質問をいただき、教育次長から新入学生、特に新小学1年生につきましては、認定の可否について、4月に開催する定例教育委員会で決定させていただきますので、手続の関係上、前倒しの支給は難しいと考えていますと答弁させていただいたところでございます。

しかしながら、廣畑議員、丸本議員からのご指摘や文部科学省からの通知を受けまして、平成29年度より通常7月に支給していたものを5月下旬に前倒しして支給したところでございます。また、教育委員会としましては、平成30年度より、新中学1年生については中学校入学までに支給できないか、既に町当局と協議を行っており、前年度支給に向けて必要な額の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

それはもう一点答弁漏れがあったように思います。前々年度のこういった所得証明だけでもというような取り組みはどうですかとの質問があったと思うんですが。

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

申請時については、所得証明でなくて、申請予定月を含む直近4カ月の事業所が証明する給与証明等を提出いただいて、収入額を確認しているところでありまして、所得証明ということではありません。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

このことについて、今からしゃべらせてもらうんですが、それで終わっていきたいんですけども、やはり収入証明は3カ月のということでした。一遍、また今、検討していただいとるということですので、前々年度の所得証明というのは、やはりいけていくというのか、もうほんまにあと最後に給食も終わってからのしたいんですけども、やっぱりそうしたこ

とをほんまに全体的に昔とほんまに違ってきておるので、ぜひ検討に値すると思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。やっぱり、要保護、準要保護の家庭の割合、一桁台ですけれども、全国的には、やはり全国レベルよりも2分の1ぐらいの家庭しか、準要保護の認定にはなっていないわけですね。それには、やっぱり大きなハードルがあるように思います。昔はそれでよかったかもわからんけれども、ハードルを、やっぱりちょっともうひとつ乗り越えていっていただきたいなというふうに思います。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

説明がちょっとまずかったようで、前々年度の所得証明は出していただく必要はないんです。直近の勤め先の4カ月分の証明を出していただければ結構なので、前々年度か前年度の所得証明は必要ないです。すみません。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

せっかく答えていただいたので、私が言いたいのは、ほかの書類ではなしに、それだったら、秋に提出できる、入学の準備、あるいは予算を立てる前に、前々年度やったら準備ができる、今すぐに所得証明、収入証明を3カ月持ってきてもらわなくとも申告してあるんですから、できるということと言いたかったので、ちょっとまた、その辺、検討して、頭の隅に入れていただいてほしいなというふうに思ひまして、言いました。

それで、次の質問に入らせていただきます。

給食費の半額補助についてお尋ねします。

白浜町では小学校、中学校全てで学校給食が行われていますが、なぜ中学校も学校給食に踏み切ったのですか。このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

共働き世帯の増加等に伴い、中学生の給食実施に対する保護者のニーズが高まったものと考えております。それとまた、日置川地域では既に中学生に対する給食の実施が行われていたこともあり、実施したものです。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

大変いいことというか、世の中の流れもそうですし、やはり保護者も皆さんも必要となってきたというふうなことで、私自身も理解しております。この学校給食法に次のような7つの目標があります。

まず、1つ目としまして、適切な学校給食がなぜ必要だと、目標ですね。適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図る。このことが大きくあります。

それから、2つ目に、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる、そういう判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。

それから、3つ目に、学校生活を豊かにし、明るい社交性、及び共同の精神を養う。

それから、4つ目に、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を深め、生命、及び自然を尊重する精神、並びに環境の保全に寄与する態度を養う。

5つ目に、食生活が職に、職業ですね、かかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる、そういう態度を養う。

6つ目に、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深める。

7つ目に、食料の生産、流通、及び消費について正しい理解に導くこと。

こうした7つの点がありますが、こういう、何回か改定をされておると思うんですけど、こうした意義についてはどうでしょうか。どのように考えますか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

今、議員がおっしゃられた学校給食法の2条に、学校給食の目標として7つの目標が掲げられております。目標を具体的に提示することによって、学校での給食の指導や社会科の授業での取り組みが行われますので、意義のある目標であるというふうに考えております。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

大変意義があるというふうなことであります。自分自身も給食世代ですけれども、やっぱりこういうふうな7つの点があったんだな、あるいは改定をされてふやしてきてますけれども、栄養を昔は、粉ミルク、脱脂粉乳で私らはとった世代ですけれども、それから中学校へ行くと、牛乳給食というのが夕方6限目が終わってからありました。やっぱり、その時分はまだ、その時分の栄養補給と今と大分違うなど、給食に対する考え方も大分違うなどというふうなことをこれを調べる中で感じました。ほんまに、やっぱり今の子どもたちの様子というのは大変やな、家庭の様子も大変やなというふうな思いであります。ぜひこうした給食について力を入れていっていただきたいと思います。以前、保健所である保健師さんなどが学校給食、田辺市が給食の要望の中で、やっぱり親が弁当をつくるのは当たり前やというふうな議論がされておった、議論ではないんですが、そういうことを言う保健師さんがおったので、もう随分昔です、こんな意見もあんねなと思いながら、私も聞いておったんですが、隔世の感があるなというふうに思います。

そうした目標のもと、現在、学校給食が実施されています。第1の目標では適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図ることとあります。このことは私は昨今一番大事やなというふうに思うわけでありましてけれども、憲法26条は義務教育はこれを無償とするとしています。今、父母負担は若干の消耗品費と食材費のみとのことであります。相違はありませんか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

学校給食に対する父母負担についてのご質問をいただきました。

学校給食法施行令第2条によりますと、設置者が負担する経費としましては、学校給食に

従事する職員に要する人件費、また学校給食の実施に必要な施設、及び設備、その修繕費等を負担することとなっております。白浜町では各校の取り扱いに若干違う部分がございますが、おおむね食材費とガス代、それから給食に係る児童・生徒が手に触れるもの、使用するもの、教室に置くもの、具体的に言うと、マスクであるとか児童が使う白衣、パンを入れる袋などを給食会計から支出しておるところです。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

今、教育次長から答弁がありましたけれども、やはり保護者の子育て支援として、当然、全額補助していくよということに踏み出すべきではないでしょうか。このことにより、学校関係者は給食費の督促をすることもなく、本来の子どもたちと向き合えることができると思います。ことしの1月調べで、全国で1,741自治体のうち、一部補助を合わせると417市町村あるとのこと。県下では3町村が実施しています。毎年増加していくように思います。すぐに無理であれば、半額補助をしていくというふうなこと、そうしたことに踏み出すべきではないでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

給食費の助成については、少子化対策等の観点から有効な施策の1つであると考えておりますが、多額の財政負担が伴いますので、新しい助成制度の創設は今のところ難しいと考えております。しかしながら、学校教育法第19条には、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては市町村は必要な援助を与えなければならないと、そういうふうに規定されております。所得水準の低い世帯には準要保護児童生徒就学援助費の制度があり、申請が認められますと、学用品費や就学用品費などのほかに給食費も実費分が支給されますので、この制度の活用をしていただきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

ぜひ一部でも補助に踏み出してほしいなというふうに思います。ただ、今の答弁にもありましたけれども、そうした要保護、準要保護の家庭の補助の中にそういうふうな部分もあるんだというふうなことでありますけれども、昨今の社会経済状況や雇用の状況、それから勤労者の多様な働き方のパターン、生活のパターンの中、私どもが青年のときに子育て世代のころとは違った厳しいそういう状況もあります。年間のこの可処分所得がひところよりも年間30万円ほど少なくなってるという、確か30万円ぐらいだったと思うんですが、そのぐらいの大きな金額が減っておるということでもあります。具体的に子育て世代の生活をどう見ていくのか、地域を上げて支援の対象を排除していくようなシステムづくりではなしに、やはりこの方の収入を、あるいは所得をきちんと見て、そして補助をしていくというふうな、子どもたちに寄り添った支援、この保護者に寄り添った支援、そういうことができる、そうしたシステムづくりを期待して再考していく、この際にこうした社会状況の中で考えていた

だきたいなということを申し上げて、ちょっとこの最後のことも答弁いただきたいんですけども、今、再考中であると、検討の年度ですよというふうなことを3月にもいただけてますし、先ほども答えられておったので、もしあれば聞きたいんですが、最後にこのことだけを言うて、私の子育て支援についての質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議 長

答弁はよろしいんですか。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

あれば、いただければ簡単をお願いしたいなと思いますが、どうでしょう。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

廣畑議員からは子育て世代への支援ということで、その観点は、私はこれからの町の大きな柱の1つだというふうに思っております。やはり、今の若い保護者の方々、あるいは子育て世代ですね、特に給食費のあり方とか、その辺もいろんなご意見をいただいておりますし、当然、この学童保育の問題とか今一生懸命取り組んでおりますけれども、まだまだできることがあると思っておりますので、給食費の補助について県下の状況もございましてけれども、その辺の他の市町村を前例として参考にしながら、できるだけ取り組めるものは取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。やはり、時代の流れとともに町も変わっていかないといけないと思いますので、またご指導いただければというふうに思います。

○議 長

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

今、これで町長も答弁もいただきましたので、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 13時40分 再開 13時50分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

12番玉置君の一般質問を許可します。玉置君の質問は一問一答形式です。まず、農業・漁業振興策についての質問を許可します。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

ありがとうございます。午後、ちょっとお疲れですけども、少しの間おつき合い願いたいと思います。

まず、農業、漁業、または林業、当町は観光が主な産業になっておりますけれども、やは

り農業、漁業、林業というのも地域の中にたくさん従事されておられますから、それを放っておくわけにはいかないと私は常々思ってるんですが、今後の農業に対する町の取り組みですか、農業、漁業に対して、町はどのように活性化させていくのか、町長にお考えがございましたら、少し聞かせていただきたいと思いますと思うのですが。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま玉置議員から白浜町の農業、漁業、及び林業も含めると、農業、それから漁業、水産業、林業の部分、この部分についての考え方を質問いただきました。

まず、議員ご指摘のように農業、漁業、そしてまた林業につきましては、この白浜町にとっても大きな観光産業のみならず、我々が考えていかなければいけない喫緊の課題をたくさん含んだ事業でございます。その中で、まず農業につきましては、私も以前からずっと考えておるのは、やはり農業の今の後継者が不足しているという点でございます。耕作放棄地も年々増加の傾向にございますので、このあたりをどういうふうこれから取り組んで、少しでもなくしていけるのか、あるいは後継者をふやしていけるのかというところが大きな課題の1つであろうというふうに思っております。

農業就業人口の減少を食いとめるためには、やはり国や県の力を借りながらさまざまな施策を行っていかなければなりません。多少の補助金とか戸別所得補償のような農家への支援だけではなかなか根本的な解決には至らないのではないかとこのように考えてございます。

それから、やはり日本全体でこれは進んでおります、若い世代が減っておるということで、今後はどの職種も後継者不足になるということでございますので、これまでほとんど農家は家族経営でございましたけれども、後継者となり得る若者の確保は今後、より難しくなることが想定されております。漁業につきましても、やはり漁業の今、分野では漁獲高が減っているということもございまして、なかなか漁業者が食べていくのは大変だということがございまして、そのあたりの漁業へ進出する若者がますます減ってくるのではないかなというふうな危惧がございまして。

このような中で、やはり6次産業化ということも視野に入れて、今後は取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに考えてございます。なかなか農業、漁業の、あるいは林業も含めた収入をふやしていくというのは非常に難しいというふうに認識しておりますけれども、若者が各分野へ、農業、あるいは漁業、林業への魅力を感じていただけるような方策を、町だけでは難しいと思っておりますけれども、国や県とともに考えていかなければいけない状況にあるのではないかなというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

今のような、私は町長のこれは評論家のような、評論を聞いているのではなくて、どうするかということを知ったんです。今でしたら、それは後継者不足はそれはもう町長に言われるまでもなく、皆わかっていることだけれども、そのためにどうするんだ、どんな

ことをしたらいいんだろうという、その取り組みを聞いたかったですけれども、どうも何か評論的なことになってしまって、ちょっとあれなんですけれども。私は農業が、もちろん後継者不足ですから、後継者をせないかん。これはもう今、喫緊の課題だと思います。国の農業の就労人口の平均が67歳。これはもう67歳が平均ですから、要らんことは言いませんけれども、先が後継者不足というのは目に見えている。そうしてまた、放棄地がどんどんふえている。

そして、これは大分10年ぐらい前の試算だと思うんですけれども、農業、水田を皆さんが水路を刈ったり、水路を整備したり、水田を耕したり、水を張ったり、そういうことをする環境的な、もちろん生産の部分もあるんですけれども、環境と生産と合わせた国富、国の富という分のお金に換算すると10兆円ぐらいというような報告がありました。放棄地がどんどんふえているということは、その10兆円からどんどん目減りしているということですね。これはもう喫緊の課題だと思います。

だけど、それをどういうふうに生産性を上げていくかという、大きな問題で捉まえていったときには、私も解決策というのはなかなか頭の中に浮かばないんですけれども、白浜というふうに考えたときに、いろんな施策があるのではなかろうかというふうに思っています。

今、白浜町に観光客として来られている方が350万人おられます。それで、以前から地産地消ということが言われました。地元でつくったものを観光客なり、もちろん地元の消費もあるんですけれども、観光客の方にどうして食べていただくか。350万人も来ておったら、これは地元のものが売れたとしたら、これは相当消費してくれるであろう。ところが、やはり大手旅館の関係の方にもいろいろご事情があるんだろうと思いますけれども、なかなか地産地消というのが口で言うほど進んでいない。

ならば、今、350万人ある観光客の方を観光農園として取り込んだらどうだろうというのが1つの考え方です。そして、やはりそれも観光農園といえども、小規模なものが多々ありますけれども、白浜町が仮にかかわるとすれば、例えば会社を起こして、そこに農業の方々に来ていただく。働いていただく。そして、観光に来てくださった方がそこでもう一度観光農園に来ていただく。観光農園でとれたものは市場のマーケットで売るなり、観光客に売るなり、それはそれで収益としては生産農家が考えておられる収益よりも観光という部分をかませることによって、非常に農家の収益が上がるというのが現実であります。

そんな、小さなことというわけではないんですけれども、今現在、白浜の中でIR、これはもう白浜に来ません、間違いなしに。白浜は誘致もしていませんでしたけども。そういう大きな投資がない。その中でどうやって、観光にもいろんなオプションをつけていくか。その中の1点として、農業を観光に取り入れる1つのオプション、それは観光にも役に立つし、農業にも生産性というよりも、金額的なものなんですけれども、上がってくるのではないかなと思います。

ある農園の、これはイチゴ農園なんですけれども、もちろん設備投資には相当いつているみたいなんですけれども、1年間で大体1,500人から2,000人、みなべの奥のほうの方なんですけれども、1,500人から2,000人が観光農園に来ていただいているそうです。その売り上げが大体500万円ぐらい。1農家で500万円というのは相当な数字ですよ。田んぼ、そのとこは1反しかハウスをつくっていないんです、1反。今、1反の米を植えたなら、15万とか20万しか生産できないんですよ。それは15万で農家が飯を食べますか。

1町だっても150万円か200万円です。これ、一家で150万円から200万円しかなかったら、生活できない水準です、これ。1町歩を使ってですよ、3,000坪も使って。しかし、観光というものをかましていったときに、それは米ではだめですよ、米は観光農園にならないかもしれないけれども、そういうふうに考えていったときに、やはり300万円、500万円という収益がとれるような1つの形態を町も一緒になって、農家と考えていくという姿勢が必要なんだろうかなと思うんですけども、その辺、町長の何かお考えはございますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

先ほどの答弁の中では評論家みたいな答弁になってしまっていて、申しわけなかったと思いますけれども、この観光農園につきましては、昨年6月にも玉置議員からご提言をいただいております。そのときにも、紀南地域にはあまり観光農園というのがなかったということもありまして、お客様を呼べる要素は高いというふうなことを答弁させていただきました。

この1年間ぐらいを見ましても、近隣の市や町ではイチゴ農園だったり、いろんな農園がオープンしているというのも聞いております。その中で、白浜町は、じゃ、町として取り組んでいくのか、あるいは第三セクターでやっていくのか、あるいは個人が、事業主がやってもらえるのかとか、その辺のところもありますので、積極的に今、町としては具体的な取り組みというのは考えておりませんが、非常に可能性を秘めた、私は取り組みだというふうに思っております。

取り組みの内容につきましては、農林水産課のほうを担当でございますので、今まで取り組みというんですか。これからの取り組みにつきましても、課長のほうから答弁させていただきますけれども、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外(農林水産課長)

昨年の6月議会に玉置議員からご提言を受けまして、確かに観光農園というのは観光とコラボ、農業とのコラボという点からも非常にメリットがあるのではないだろうかというふうに私も感じたところでございます。

それで、昨年にご提言をいただきまして、そのときも農協とか、そういった生産団体のいろんな方々と話をしていたらどうなというふうなご提言もいただきましたから、早速農協や生産団体で構成する農業振興協議会の役員会、振興会、協議会のテーマとして一度勉強していったというふうな提案もさせていただきました。ただ、各団体のご意向というのがなかなかこれに乗ってきてくれなくて、特に、やはりこれは公共機関の方々もそうですし、そのほかにも市鹿野のあたりでもちょっと集落営農、こういったことの取り組みをご説明いただいた際もそうなんです、なかなか、やっぱり農業者の方々が会社を立ち上げて1つのところでやっていくというのは、かなり抵抗が皆さんあるというのが感じてございました。

それで、その会の中では各団体の意向というふうなことがなかなか揃わなくて、残念ながらそこから先は進んでいないんです。ただ、これまでのやり方では、やはり農家の収入というのをふやすというのは非常に困難である中では、今後も十分研究していく価値があると思

いますので、引き続き、関係者に相談しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

ぜひそれを進めていただきたいなと思うので。

ただ、1つ、この前、本で読んでますと、もっと今、農協がやらなければならなかった今までの営農とか農業指導とか、そういったものが農協も担当がかわるから、なかなかそこまで手が行き届かないんだと、担当者がかわるので、今までは教えてくれてんけども、担当者がかわったら、また1からやというようなことがあって、もっと農家の一番不得手な、例えば金融であったり、そしてまた講師から話を聞いたりとか、例えば種苗はこういう苗があるよとか、そういった知的な総合の従来の農協にかわるような、農業に対する知的集合センターみたいな、こんなものを町がひとつ主になってつくっていく、その部署をつくっていくというのも、1つのアイデアがあるなというふうに、これは私、本の中からの受け売りなんですけど、確かに一番農家として得手の悪い、例えば金融であったり、そしてまたマーケットであったり、どこへ売りに行ったらいいんよ。どこへ行ったら、もっと高く売れるんよ。そういったマーケットの情報であったり、そういう一番不得手とする部分を町がフォローしてやる。

これは本来農協がやってほしいところなんですけれども、今、白浜町として後継者不足を喫緊の課題としていくならば、収益を上げるために、農家の皆さんは真面目ですから、これ、将来にわたって収益が上がるよと言えば、真面目につくりますよ。今、成功例が白浜でトウモロコシを生産されている方に話を聞くと、まだまだふえますと、人を雇ってでもいけるんですというような話をしましたけどね。やはり、収益が上がってくると、次の世代にそれを、まあ言うたら、バトンタッチできる。私たちは今、農業なんかに対してでも、次の世代にどうしたらバトンタッチしてやれるのかということをもとに考えながら、収益の上がるように考えてやる。金融、お金の借り方がもっと有利な方法はないのかということを考えてやる、どこへ行ったら、一番ようさん売れるんよというようなことを考えてやる、その知的な部分の総合的な役割を、農林にせえと今すぐ言えませんが、そういった方針のもとに農家を育て上げるんだというような1つの意識を持っていたいただきたいなと思うんですけれども、どうでしょうか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これもおっしゃるとおりでございます。ごもっともなお話でございますので、私どもとしても、具体的に農業について言えば、今、トウモロコシの話が出ましたけれども、中、栄地区、富田の地域のあたりで田畑を使って、今、トウモロコシがかなりの量を生産いただいております。若い方々にも従事いただいておりますし、そのあたり、何をつくるかということもあると思いますけれども、じゃ、白浜にとって、白浜の町でこういったものをつくっていけば、今後可能性があるんだということは、これはこれから恐らく精査して、検証していかなければならないというふうに思いますけれども、先ほど議員がおっしゃったようなイ

チゴだったり、イチゴがいいのか、あるいはマンゴーがいいのか、あるいは例えばオリーブなんかも今、一部個人的に生産していただいているところもございますし、白浜の町にとって何が、どういったものが、果樹がいいのか、あるいは野菜がいいのか、そういったものがどこにつくれば売れるんだと、どこにつくれば利益が上がるんだということを、やはり販路もそうですけれども、これから研究していかなければいけないなというふうには思っております。

具体的な取り組みというのはこれからJAさんなんかにもいろいろとご相談、ご協力いただきながらやっていかなければいけないなど。しかも、この白浜町には先ほど出ましたけれども、白浜町農業振興協議会というのがございますので、その中でも、やはりもんでいただいて、具体的な協議をしていく中で、具体的な方向性が出てくるのではないかなというふうに思います。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

町長、ぜひそれを実践、一歩でも半歩でも前向いた形で立ち上げていただけたらな。これは、私はくどいように言うんですけども、昔は売り上げから費用を引いたら利益やったんです、この考え方。常にその年によっては利益が減ったり、ふえたりするんですね、当然、売り上げから費用を引いたら。今の考え方は売り上げから利益を引くんです。利益というのは最初から決まってるんです、決めてるんです。利益を決めるということはどういうことかという、うちの農家1軒養おうと思ったら300万円要りますと。じゃ、300万円をつくるために何をつくったらいいのかということを考えないかん。それは農家の方だけに背負わすんじゃなしに、それを一緒になって、考えてやっていただかなあかんなど。農業というのはなかなか育たないですよ、それでは。

やはり、1町つくって、150万円から200万円の水稲栽培されておって、それだけで飯を食えというのは、私は無理だと思います。だって、税金も要りゃ、何も要るんですかね、本当に、それこそ。だから、そういうことではなしに、水稲ももちろん大事です。それもつくりながら、しかし、今の空き地対策であったり、ハウスがあったり、そういう中で、こういう形で農業に取り組んでもうたら、もっと収益が上がるんだという1つの物の考え方を農家の皆さんにも提示しながら、一緒になって、農家を、農業を発展させていく。それは発展させば、きっと観光にも役に立つ。私はこのように思っているんです。

その中で、もう1点、漁業の話になるんですけども、漁業もDMOで、いわゆる販売強化ですね、首都圏で販売強化ということで、コンサルタント会社をお願いをして、そういう形で進んでるわけですけども、残念ながら、今の世の中でカツオが、じゃ、昔ほどとれるのか。じゃ、何々が昔ほどとれるのかと、資源の枯渇を言われてるんです。枯渇してるのか、よそでとられてるのかは別として、我々の手に入るものが減ってるんですね。もちろん売り先を考えて高く売るということを考えることは大事なことです。しかし、生産性を上げる。漁業だったら、今、やってるのはエビの放流であり、タイの放流であり、海の資源を放流して、育て上げて、それでそれを高く売る。これはいいですね。しかし、今、DMOで売り先を考えているけれども、生産についてはほったらかし。今までどおりです。

じゃ、エビを主体に売るのであれば、エビの放流をもっとふやしてくださいよ。エビの放

流、タイの放流、ほかに私はあんまり魚を知りませんが、この前、ガシラを放流したと言うたら、えらい怒られましたけど、漁業関係の人に。ガシラ放流したって、地元の人ばかりにとられてしまって、どもならんというようなことを言うてましたけど、エビならば、禁漁というようなこともありますし、そういう部分で高く売れるということもあるし、だからそういう中で、生産。エビも放流したら、すぐとれるというようなものでないでしょう。やっぱり、1年、2年かかるわけですよ。じゃ、売り先を考えて、前に本当はやっとかなあかんねんけれども、もうそれは言うても遅いから、売り先も考えながら、今すぐにでも、生産性を上げるために放流、もっと放流して漁業を守ってやるんだという1つの考え方を持っていただきたいなと思うんですけど、町長、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

これはもう今、玉置議員からご指摘いただくまでもなく、これから、漁業の中でも、やはり私が先ほど申し上げましたように、6次産業化ということをひとつの視野に入れて、今やっているのは町の施設でございますフィッシャーマンズワープ白浜、あるいは海来館なんかでも6次産業化に力を入れておりますし、その部分では、これからまだまだやらなきゃいけないことはありますけれども、かなりこれからは生産性が上がっていくのではないかなというふうに思っております。

これからの漁業については、とるだけじゃなくて、守るといいますか、資源を保護するといえますか、あるいは養殖の世界ですね、この辺も大学を中心に今、やっておりますので、白浜町でもクエとかマグロとか、あるいはほかの魚につきましても、養殖の世界もかなり進んできております。そういう意味ではまだまだ生産性は今、漁獲高は減っておりますけれども、私はこれから守る、保護する、そしてまたこれをふやしていく、それを育てるといふところの漁業に力を入れれば、まだまだ可能性は十分あって、国外にまだまだ打って出れるのではないかなというふうに思っております。

その中で、1つは南紀白浜水産資源流通促進事業にもございますけれども、東京なら東京のマーケットに今の白浜でとれた朝どれの魚とか魚介類を東京のほうに送るということで十分これから勝算はあるというふうに踏んでおりますし、いずれは、近い将来は香港ですとか海外のほうにも打って出れるのではないかなというふうに思っておりますので、その分、漁業者の所得にもつながっていくわけでございますので、その辺は今後のまだまだ取り組みについては、これからだというふうに考えてございます。

○議 長

12番 玉置君 (登壇)

○12 番

私はその漁業の畜養、例えばクエですね。クエもそれならどんどんふえているかという、そうでもないみたいですね、聞くところによると。違うんですか。そうですか。だから、特に私はイセエビなんかをふるさと納税でやっていったら、これかなり人気が出たよというような話の中で、やはりイセエビというのは人気があるな。そして、空輸をしたときに、あれらは生きておるので、これはイセエビというものは非常に今後、もっと生産高を上げて、これは十分対抗できるだろうというふうに思っておりますので、養殖だと、大手の業者が云々

ということになるんですけれども、例えばイセエビだったら、地元の方が網でとって、地元の方の、いわゆる収入増になるん違うかなというふうに単純に思うんですけれども、その辺、ひとつよく考えて、町として投資をしてやってほしいな、このように思ってます。

それでは、これについて終わらせていただきます。

○議 長

以上で、1点目の農業・漁業振興策についての質問は終わりました。

次に2点目の町有地の利活用についての質問を許可いたします。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

町有地の利用ということで、いろいろと私はそこの管財係にいろいろ聞いて、いいとこ持ってますよという中で、この前のヒラマツさんという会社が来ると言われていたあの三段のあたりから、中浜までの道の横に展望台が2カ所あるんですね、海へ向いて。その展望台を過ぎたら、向こうに一山、海を向いて行ったところに家が何軒か建つとるんです。あそこの道、三段から鴨居へ行くまでの間の道が、まあ言うたら、こんもりした山で、木が生えてるから、海が全然見えないんです。あそこは国立公園に指定されているということなんですけれども、海から陸を眺めてる、例えば船の運航であったり、そういうものも白浜町ではないですね。

そしたら、あそこの景観を守るというのはあの道から海が見えるというのを売りにしたらどうだろうかというふうに思ってるんです。これは一例ですけども。ですから、あそこにあの街道を通ったら、右側に海が360度とは言わん、130度か180度ぐらい、わーっと海が見えるということが物すごくいい景色だなというふうに私は想像するんです。今は見えませんよ、こんもり山があつたり、展望台はありますけどね。今、展望台の現実の利用として、ほとんどあそこで展望台に立たれている方を私は見たことないんです、よく通りますけど。駐車場に車は数台とまっています。これはどうも下に釣りに行かれる方がとめてられるような、そういう利用しかせんままに放置しておるんですけども、その場所はすばらしい場所じゃないかなと私は常々思っていましたので、管財係に聞いたら、なかなかその規制を緩めるのは非常に難しいよと。長計の中で、例えば都市計画のマスタープランの中にどの部分をどういうふうに変更するかというのは、何年に一遍しかできませんから、すぐに言うて、すぐあそこをそしたら取り潰して、山を潰して、景色のいいようにせえというのは難しいですよというふうに言われて、少しがっかりしたんですけども、そういった場所をもう少し白浜町というものを上から俯瞰したときに、どこにもっと観光資源としてなる、町有地があるだろうかということを考えていただけないかな。

その中で、町が開発というのはなかなかできないと思いますけれども、それはいろんなコンサル会社とか、いろいろ考えてもうて、あそこの三段から鴨居の間にどんなものがあつたら、一番観光客の方も来られるようなすばらしい一等地になるのではないかなということを考えていただきたいんですよ、もったいないですから。あそこをあその山のままにしておくのは、私は非常にもったいないと思うんですけれども、町長はどのように、ヒラマツの誘致から始まって、あのあたりをどのようにお考えと言うたらおかしいけど、どんなにしたらいいやろうとか、そのようなお考えは何か持たれてるんでしょうか。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

ただいま、議員より町有地への企業誘致等についてのご質問をいただいたわけですが、すけれども、昨年9月より和歌山県においても、高級ホテル・旅館開設促進のための奨励金制度というのが新設されておりますので、それに基づきまして、白浜町においても活用が可能な町有地の情報提供を行っております、宿泊施設の誘致に努めているところでございます。特に三段地域の町有地につきましては、県の積極的な誘致がございましたので、東京の企業の進出を予定しておりましたけれども、最終的には進出には至らなかったと、非常に残念に感じているところでございます。

ご質問をいただいております三段以南の海岸域、すなわち三段から鴨居のあたりの海岸域につきましては、非常に景観のよい魅力的な場所であるとはもちろん私も思っております。しかし、現状では先ほどから出ておりますように、都市計画、あるいは国立自然公園の規制、駐車場利用等もありまして、すぐ開発するにはなかなか課題が多い場所でもございます。そういう中で、企業誘致を進める中で、企業との対応を考えた場合、進出を検討している企業側からはできるだけ早い対応を求められるというのが今後もあると思います。そのためには、やはり現在はすぐ利用可能な町有地に限って誘致を進めているところでございますので、恐らくこれからの流れ、今、もう高速道路ができて、それからフラワーラインはまだ完結しておりませんが、完成するに伴って、恐らく流れが時計回りで、非常に進んでくるとは思います。

その中で、私はあの辺、ずっと車でもよく通りますけれども、結構、観光客のお客さんが結構あそこで駐車場にとまって、景色を見ている姿をよく見てます。議員とは全然違うんですけども、釣りのお客さんも多いですけどもね。あそこで、やはりストップして、観光の椿方面を見ての方もいらっしゃいます。もちろん見えないところもあるんですけども、やはり千畳敷であったり、三段壁であったり、三段壁から鴨居にかけての絶好の見晴らし台のところ、駐車場のところは今後も今のまま置いておくのか、あるいはどういうふうな開発ができるのかということも視野に入れて、今後は研究してまいりたいというふうに考えてございます。

例えば、1つの例としまして、今、高速が延びた、その関係で42号線が非常に交通量が減って、なかなかいろんな商売が難しくなっているというのがありますけれども、その中で、やはり創意工夫すれば、まだ十分とビジネスが成り立っているというすさみ町の例も知っておりますので、そういったことも含めて、これは一気に進めるというのはなかなか難しいと思いますけれども、皆様方のご意見を参考にしながら、そしてまた進出していただける企業があるのかどうか、その辺も含めて、規制もございまして、できるだけその辺はバランスを考えながら、どういうところにどういうものをつくれれば観光にも役立ち、そしてまたお客様にも喜んでいただいて、収益が上がっていただけるのかということ、町有地のひとつのこれは、私はもう取り組んでいくべき、必ずやっつけていかなきゃいけない課題だと思っておりますので、積極的に企業誘致をするなど、町有財産の有効活用を図ってまいりたいと思っております。

○議長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

よくわかりました。ありがとうございます。今、町長の答弁の中で、あそこによく私は見かけますよと、展望台に上がられてる方を。しかし、展望台に上がった方があそこで何かお金を消費するというようなことはまずなかろうかなと。無料ですね。今、何も生産性がないというような場所のまま置いてるわけですね。まあまあそういうことですね。だから、それは、やはり魅力のあるところは魅力のあるような形をつくり上げていって、観光のお客様にその対価を支払ってでも、来たいんだよというような町につくり上げていくというのが1つの私、目標なんです。

白浜駅が開通したのが約90年前です。90年前までは船で来とったんですね。田辺からかどこかは知りませんが、船で来とったんでしょうね、白浜へ。だから、開通したときから今の90年の間にこの白浜温泉がこのように発展してきたんです。今、350万人ですけど、箱根で2,000万人来るらしいですね。すごいですね、やっぱり。何が言いたいかといいますと、我々が今、ここで生活させていただいてるのは、そこに90年前に白浜に駅ができた。それに伴って、観光客がふえた。それだから、旅館ができた。保養所ができた。そして、商店ができた。いろんなものがそれに付随してできていって、この社会資本ができたから、我々はそれで生活ができていっている。この地域に住ませていただくことができていられるけれども、我々の今の責任としては、次の世代にどういう白浜町を残していくんだということを1つの形の中で、考えのもとに町長には行動していただかなかつたら、白浜の発展はないんじゃないでしょうかね。ずっと300万人ぐらいでしょう、もう何十年も。

確かに多少はふえてるんですよ。中国のほうからも、韓国のほうからも、いろんな方が見られるから、これ何万人という程度ですけども、ふえてますので、順次、日帰り客、白良浜の客も含めて、ふえてるんですけども、じゃ、次にこの中でも白浜の所得は和歌山県で低いと言われてるんです、白浜町の所得は。それだけ貧しい町なのかなと。働くところがない町なのかというふうに常々思っているんです。

だから、次の世代に残すのにこのままでいいんですか。だから、私はいろんな物の見方をして、ここに何があったらもっといいだろう。ここに何があったらもっといいだろうというような考え、それはできる、できんはありますよ。それは何ぼ何でもできることとできないことはありますけれども、できるようなところはここに何があったらもっと白浜にお客様が来るだろう、もっとお客様がお金落としてくれるだろうというような1つの物の考え方のもとに次の世代に我々はバトンタッチしていきたいと常々思っておりますので、再開発ではないんですけども、ひとつ白浜を上から見た目線でいろいろお考えいただけたらなというふうに思います。

これはこれでもう結構でございますので、次へ行かせていただいてよろしいですか。

○議長 長

以上で、2点目の町有地の利活用についての質問は終わりました。

次に3点目のIT企業による企業誘致についての質問を許可いたします。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

また、意地悪いような話なんですけれども、IT企業誘致ということについて、町長は今

後どのように、今後ですよ、今はもう6社、7社が来ているんですか。今後どのようにIT企業の誘致ということについて、今後どのようなお考えを持っているのか、少しお聞きしたいと思うんですが、よろしいですか。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井瀬君

○番 外(町 長)

IT企業との今後のかかわりについてでございますけれども、白浜町におきまして、和歌山県の協力を得ながら、ITビジネスオフィスを中心とした企業誘致を今まで進めてきたところでございます。議員ご承知のようにITビジネスオフィスにつきましては、現在10社の企業が入居いただき、現在満室となっております。また、平成14年より白浜町に進出をしています株式会社エスアールアイ様につきましては、本年よりクオリティソフト株式会社というふうな名前で東京本社を白浜町に移転し、事業を行っていただいております。

ITビジネスオフィスは現在30名ほど働いていただいております、うち12名が地元雇用をいただいております。さらに、クオリティソフト株式会社様におきましても、年々地元雇用をふやしていただいております、現在約70名少しの雇用が生まれているところでございます。しかしながら、企業側の意見を聞きますと、情報通信分野に特化した人材がなかなか確保できないと、そういった課題もございますので、今後は、やはり私どもとしましても、雇用のミスマッチがないような、これからも白浜町のみならず、近隣の市、町、あるいは県内からの雇用というのをできるだけ多くふやしていきたいというふうに考えてございます。

そのためには、やはり現在、先を見据えた取り組みといたしまして、ITビジネスオフィスに入居していただいている企業にご協力いただきながら、町内の小中学校やイベントにおきまして、プログラミング教室を今、実施しております。このような取り組みを進めることによりまして、少しでも子どもたちが新たな産業と触れ合い、興味を持っていただけたらと考えているところでございます。やはり、夢のある、そういった企業としてのこれから子どもたちへのいろんな働きかけをしていきたいというふうに思います。

企業誘致は地元雇用だけではなくて、IターンとかUターンの世界への新たな受け皿にもなりますので、都市部に出ていってる若者たち、私の子どももそうなんですけれども、やはり戻ってきたくてもなかなか働く場所がないという声、現状がありますので、少しでも改善するためにも今後も企業誘致、これはICT企業にとどまることなく、企業誘致を推進して、ひいては人口流出や少子高齢化の歯どめに少しでもつながらんことを考えていきたいというふうに考えてございます。

企業誘致というのは、特にそれで誘致すれば終わりというものではございません。誘致して、その企業さんとどういうふうな交流を深めていけるのか、これは町民の皆様にも、あるいは議員の皆様にもぜひお願いをして、今後、そういった若い方々との接点を、今、町もやっておりますけれども、職員同士の交流とか従業員との交流をしております。私どもも何回か参加したことがありますけれども、そういったことも必要だと思いますので、企業誘致はもう誘致したら終わりというのではなくて、今後も住んでよかったと、ここへ来てよかつ

たというふうに思えるようなこれからまちづくりをしていきたいなというふうに思っております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

私も同感であります。ただ1つ、お願いばかりの話になるんかわからんけど、企業誘致は少し考え方が違うのは、企業誘致だけが私は町のやるべきことではないと思ってるんです。もちろん、IT企業を誘致するのは大賛成ですし、IT企業を今、10社誘致しておる。じゃ、それにかかわるITの専門学校みたいな、例えばそういう専門学校みたいなものを白浜に誘致する。そのITの会社を誘致するのもそうなんですけれども、ITの会社がせっかく来てるんだから、その方々がいろんな先生になっていただける可能性もあります。

そしてまた、白浜へ行ったら、IT会社を直接勉強しながら会社訪問もできるんじゃないか、会社の方と知り合うことができるんじゃないか、自分を知っていただけるんじゃないだろうかということで、例えば白浜に学校ができたとしたら、これは分校でも何でもいいんですけど、新しい学校法人を建てるというたら、大変ですから、和歌山大学か何かの分校でもいいんですけど、そういう人らが来たときに、よりその方々が企業とのつながりの中で、雇ってもらえる可能性が多いとするならば、学校法人が来たとしても、その法人は私ははやると思いますね。専門学校が来たとしても、よそのところで学ぶよりも現地に行けば、白浜にですよ、白浜の現地に行けば、いっぱいIT産業があるんですよ。その中で自分の専門職として学ぶ。もちろん生徒として来るんですよ。そういうふうな1つの今、IT産業の中のもっと、IT産業だけを呼ぶということではなしに、もっと広がりを持つことによって、人口増を図れんやろかと。学生さんをたくさん図れんやろかなというふうに思っています。それはぜひ総務課のほうで取り組んでいただかなあかん問題と違うかなというふうに思うんです。

今の問題点はITが来ても、スキルが足らんから、人を雇ってくれんのでしょう。10人しか雇ってくれん、12人ですか。あれだけ10社も来て、12人しか雇ってもうてない。それはそれなりにいろいろ貢献していただいていますから、非常にいいことですね。それはぜひそういう違う分野の、学校なんて、違う分野ですよ、そういうところの分野の、もちろんITにかかわりがあることで誘致を図って、まちづくりというのを考えていただけたらな、このように思ってるんです。

そして、これは教育委員会のほうにお願いをせなあかんというか、もっと考えていただかなあかんと思うのは、確かに勉強を教えてください。この名前出してよかったのかどうかわかりませんが、白浜に来ておるセールスフォース・ドットコムという会社は設立18年で3,500億ドル、約4兆円の売り上げがあるんです。私も会社訪問してびっくりしたんですけど、4兆円あるんです。そのうちの400億円、1%、400億円は社会貢献に使えますと言ってる。白浜のために8,000万円ぐらいの予算は計上していますよと言うとるんですよ。

その中で、白浜が今、受け入れているのは各学校単位の校長さんがこれはええなと思っただけから教えに来てくださいねと、こういう対応なんです。学校単位で、例えばセールスフォース・ドットコムさんが何か機械を持って、機材を会社で持ってくれるんですよ。機械を持って、

子どもたちに提供して、教えてくれて、それは社会貢献の一環なんです。教えてくれるんです。それで、それを教育委員会のほうは各学校単位で判断してください。そうではなしに、やはり学校全体の白浜の小学校というか、白浜は高校ないですから、小学校、中学校のどの子にもこういう同じ機会を与えてやってほしい。

これからの社会は私はITなんて一番苦手なんですけれども、人工知能、それを制御するITの社会ですよ。車の自動運転でもITなんです。クラウドシステムらしいんですけども、クラウドシステムというて、この空間に情報がいっぱいあって、どうやこうやとか、この前、国がハッカーとか、そういった悪い侵入者に対してガードするような取り組みを国で40歳までぐらいやったかな、小学校から40歳までぐらいの子を集めて応募して、そこで競争させたんです。それに応募が20倍か50倍か来たらしいです。国はITの教育というのを非常に推進しようこれから思ってるんです。ですから、必ず予算としてはついてくるんです。

そして、もう1点、お願いしたいのは、話は変わるんですが、私の知り合いが兵庫県に行ったんです。専門学校を出て、白浜の小学校、中学校、田辺の高校へ行って、専門学校へ行って、兵庫県に行ったんです。兵庫県に行って、何を言うたかという、兵庫の学生はええな。何がええんなど言うたら、近くに工場がたくさんあるから、どの仕事をどのようにという、どのような仕事をしたら自分の人生これくらい稼げて、これくらい勤めたら、こういう収入があるというのがもう既に高校のときに体感してるというんです。

白浜の場合だったら、一旦専門学校へ行ってから、ああ、こんな職場がある、こんな職場がある。そこからやっと初めてなんですけど、だから、向こうへ行くと、高校卒業のころでも、年収500万円、600万円の子がざらにおるといふ。それは周りに産業がいっぱいあるからなんです。白浜の場合は悲しいかな、ホテル業はあります。農家もあります。しかし、物すごく、やはり生産性としては非常に、先ほども言いましたけれども、下のほうの収入しかないという現実がある。そしてまた、職業を見きわめるにおいても、非常に選択肢が狭い。そんな中で、セールスフォース・ドットコムという会社が来た中で、その話ばかりしますけど、コンピューターを1つ下げてきて、白浜へ来ただけで、白浜の売り上げは聞いてませんけど、アメリカ本社の全体で4兆円売るといふ。だから、子どもたちにその現場をできるだけ見せてやってほしい。子どもたちに現場を見る。

○議長

玉置議員、もうそろそろ質問に入られたらどうですか。

12番 玉置君（登壇）

○12番

ちょっと待って。言わせて。その話でお願いではないんですけども、こういうことなんです。昔、最澄伝教大師が唐に渡って、密教を勉強し損なったから、空海弘法大師に手紙を出して、密教というものを教えてくれと、こういう手紙を書いたのが残っておるんです。そしたら、空海は断った。どんな断り方をしたかという、お月さんを例題に出して、お月さんを書物で教えることはできません。例えば、夜に空によう光ってるやつや、こんな教え方はできません。見たら、わかるやん。密教というのは個人が行って、そこで体感することでしか教えられないんですということ。空海は最澄に断った。

だから、いかに現物を見るか、その場へ行って、その肌感覚で感じるかというのが非常に大事なことはないかなと思う中で、子どもたちをIT企業に連れて行って、現場へ連れて

いって、この会社は4兆円も売るんや。社会貢献を400億円もしてんね。その後は子どもたちに考えてもらったらいんですよ。何でここから何の生産ができるんだ。ここからこんなITオフィスでこんなやっつてる中で、何の仕事が生まれるんだということ子どもたちに体感していただけるようにもっと教育委員会のほうから学校関係者にいろいろ働きかけて、そういうところの現場の訪問であったり、そういう会社の理念を知らしめるとか、そういうところを教育委員会はちょっとそういうふうな形で学校関係者に働きかけていただけんかなと、このように思うんですけども、教育長はどうお考えでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

町が誘致したIT企業と学校とのかかわりというんですか、そういう中では、先ほども玉置議員さんがいろいろとお話しされた中に中学生が東京へ行って、そこの本社企業を訪れるとか、また出前授業をやっていただくとか、または職場体験をさせていただくとか、そういうふうなつながりが少しずつ出てきております。また、学校に聞いてみますと、今後もそういうふうな機会を捉えて、学校の中で外部講師として来て、授業なんかをしていただくというふうなことを聞いております。議員さんが言われたとおり、まだなかなか町内の学校にこういうふうな企業があって、こんな貢献をしてくれるでという評価は十分私たちも発信してできてない部分があると思いますので、そういう場をできればつくって、それぞれの学校に知っていただいて、そしてできるところから取り組みを進めていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

ありがとうございます。それはぜひ小学校、中学校のときにどんなものが世の中に、どんな仕事が、我々は新聞を読んでもわかりますよ。新聞読んでもわかりますけど、今後の社会はITなしにできない。ITには無限とは言いませんけれども、もっと奥深い、いろんな生産性を持った仕事というか、そういうものは私はあると思うんです。それは私の時代ではもう遅いです。私はもうそんなのはもう無理ですけども、子どもたちに今から考えるような場をつくっていただいて、次の世代の役に立ててもらえる。彼らの世代がITに関して、その場で現実のものを見たときにどう考えるかというのは彼ら自身の問題ですけども、そういうところを今後の社会を今後の仕事を今後の心のあり方等も含めて、見せてやってほしいなと思うので、ぜひそれを今後進めていただきたいなと思います。

最後になりましたが、町長にはぜひITが進出している、その状況を捉まえて、これを利用して、それにかかわる産業、物、誘致というものを頭の中に入れていただきまして、ますますIT誘致が白浜町にとって非常に役に立つという方針を定めていただきながら、町政の運営をしていただきたいと、このように思います。どうもありがとうございました。

○議 長

以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日6月16日金曜日、午前

9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は6月16日金曜日、午前9時30分に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、14時50分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 6 月 15 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員